

約款番号：S-5

無配当がん保険  
約款と付加できる特約

各種ご請求、お問合せはお気軽に

ジブラルタ生命 コールセンター  
(旧スター生命専用ダイヤル)

**0120-160-414** (通話料無料)

平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00(日・祝・12/31~1/3を除く)

※お電話の際には、保険証券をご準備ください。個人情報保護のため、契約者(保険金などの請求の場合は受取人)ご本人様からお電話をお願いします。





# 約款



## 主契約

無配当がん保険普通保険約款 ————— 約款 - 1

## 特約

がん診断給付金複数回支払特約	約款 - 16
がん手術特約	約款 - 20
がん退院特約	約款 - 24
がん通院特約	約款 - 28
がん長期入院特約	約款 - 32
がん死亡特約	約款 - 35
家族がん診断給付特約	約款 - 38
家族がん入院特約	約款 - 43
家族がん手術特約	約款 - 47
家族がん退院特約	約款 - 51
家族がん通院特約	約款 - 55
家族がん長期入院特約	約款 - 59
指定代理請求特約	約款 - 63
月払集団扱特約	約款 - 67
集団扱特約(月払)	約款 - 70
集団扱特約(年払・半年払)	約款 - 73
集団扱特約(無配当医療・がん保険用)	約款 - 74
特別集団扱特約	約款 - 76
保険料口座振替特約	約款 - 78
保険料クレジットカード払特約	約款 - 81

## 特則

保険金等の支払時期変更特則	約款 - 84
保険契約の失効取消に関する特則(Ⅲ)	約款 - 86



# 無配当がん保険普通保険約款 目次

この保険の主な内容

## 1. 用語の意義

第1条 用語の意義

## 2. 適用する保険料率の種類

第2条 適用する保険料率の種類

## 3. 会社の責任開始時期

第3条 会社の責任開始時期

## 4. 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効

第4条 保険料の払込

第5条 保険料払込方法(経路)

第6条 猶予期間および失効

## 5. 保険契約者の住所の変更

第7条 保険契約者の住所の変更

## 6. 保険料の前納または一括払

第8条 保険料の前納または一括払

## 7. 保険契約の復活

第9条 保険契約の復活

## 8. 保険契約の更新

第10条 保険契約の更新

## 9. 給付金の支払

第11条 給付金の支払

## 10. 給付金の請求手続、支払時期および場所

第12条 給付金の請求手続、支払時期および場所

## 11. 給付金受取人

第13条 給付金受取人

## 12. 保険料の払込免除

第14条 保険料の払込免除

第15条 保険料の払込免除請求手続

第16条 保険料の払込を免除しない場合

## 13. 保険期間中の喫煙および保険料率の種類の変更

第17条 保険期間中の喫煙および保険料率の種類の変更

第18条 喫煙歴に関する契約後検査

## 14. 保険契約の取消、無効、解除および消滅

第19条 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第20条 責任開始日前のがん診断確定による無効

第21条 告知義務

第22条 告知義務違反による解除

第23条 保険契約を解除しない場合

第24条 重大事由による解除

第25条 解約

第26条 給付金受取人による保険契約の存続

第27条 消滅

## 15. 保険契約内容の変更

第28条 がん入院給付日額およびがん診断給付金額の減額

## 16. 解約返戻金

第29条 解約返戻金

## 17. 保険契約者の変更

第30条 保険契約者の変更

## 18. 給付金受取人または保険契約者の代表者

第31条 給付金受取人または保険契約者の代表者

## 19. 年齢の計算ならびに年齢、性別および喫煙歴の誤り

第32条 年齢の計算

第33条 年齢または性別の誤り

第34条 喫煙歴の誤り

## 20. 契約者配当金

第35条 契約者配当金

## 21. 時効

第36条 時効

## 22. 管轄裁判所

第37条 管轄裁判所

## 23. 特別条件を付加する場合の特則

第38条 特別条件の付加

## 24. セット加入契約に関する特則

第39条 セット加入契約

## 25. 責任開始時期に関する特則

第40条 責任開始時期に関する特則

## 26. 保険契約が更新される場合の特則

第41条 保険契約が更新される場合の特則

第26条(給付金受取人による保険契約の存続)の適用に関する特則

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

## (備考)

別表1

別表2 対象となる悪性新生物および上皮内新生物(「がん」)

別表3 対象となる不慮の事故

別表4 身体障害表

別表5 上皮内新生物の手術

別表6 特定部位一覧表

# 無配当がん保険普通保険約款

## この保険の主な内容

この保険は、被保険者ががんに入院した場合およびがんと診断確定された場合の医療保障を主たる目的としてつぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん入院給付金	被保険者ががんに入院したとき、がん入院給付日額に入院日数を乗じた金額
がん診断給付金	悪性新生物診断給付金 被保険者が悪性新生物と診断確定されたとき、悪性新生物診断給付金 上皮内新生物診断給付金 被保険者が上皮内新生物により所定の入院をし手術を受けたとき、上皮内新生物診断給付金
保険料払込免除	被保険者が、不慮の事故もしくは疾病により所定の高度障害状態に該当したときまたは不慮の事故により所定の障害状態に該当したとき

## 1. 用語の意義

### 第1条(用語の意義)

- この約款で「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(備考に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、備考に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- この約款で「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を使い、生体に切開、摘除などの操作を加えることをいい、別表5に定めるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- この約款で「不慮の事故」とは、別表3に定めるものをいいます。
- この約款で「高度障害状態」とは、別表4に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態をいいます。
- この約款で「障害状態」とは、別表4に定める8. から16. までのいずれかの身体障害の状態をいいます。
- この約款で「契約応当日」とは、責任開始日の年単位、半年単位または月単位の応当日(その月に該当する日がない場合は、その月の末日とします。)をいいます。
- この約款で「がん」とは、別表2に定める悪性新生物(以下「悪性新生物」といいます。)および別表2に定める上皮内新生物(以下「上皮内新生物」といいます。)をいいます。
- 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検・剖検)により医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師の資格を持つ者によってなされることを要します。
- この約款で「喫煙」とは、紙巻煙草、刻み煙草、葉巻または噛み煙草等を吸う等の行為のことをいいます。ただし、この他にも、会社所定の検査によりニコチン等の摂取が一定以上認められる場合は、「喫煙」に該当するものとみなす場合があります。

## 2. 適用する保険料率の種類

### 第2条(適用する保険料率の種類)

会社は、契約締結時の被保険者の直近2年間の喫煙歴により、つぎのいずれかの保険料率の種類を適用します。

- 非喫煙料率・・・会社所定の基準により喫煙歴が認められない場合
- 喫煙料率・・・会社所定の基準により喫煙歴が認められる場合

## 3. 会社の責任開始時期

### 第3条(会社の責任開始時期)

- 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
  - 保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合には、第1回保険料を受け取った時
  - 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合には、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
- 会社が責任を開始する日を「責任開始日」とし、保険期間はその日を含めて計算します。
- 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券にはつぎの各号に定める事項を記載します。
  - 保険契約の種類
  - 保険期間の始期および終期
  - 保険料およびその払込方法(ステップ保険料方式の場合にはその内容)
  - 保険金額(給付金額等がある場合はその金額を含みます。)
  - 被保険者の氏名および契約締結時の年齢
  - 保険契約者の氏名または商号等
  - 保険金受取人(給付金受取人、指定代理請求人を含みます。)を定めたときは、その氏名または商号等
  - 特約が付加されたときは、その特約の種類および特約保険金額等
  - 保険証券の作成地および作成年月日
  - 会社名
  - 責任開始日(契約始期)

## 4. 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効

### 第4条(保険料の払込)

- 保険料の払込方法は、年払、半年払または月払とします。
- 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、前項に定める保険料払込方法に応じ、第5条(保険料払込方法(経路))第1項に定める保険料払込方法(経路)にしたがい、つぎの各号に定める期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。
  - 年払契約の場合  
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間
  - 半年払契約の場合  
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間
  - 月払契約の場合

月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間

- ③ 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。))に対応する保険料とします。
- ④ 保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときは、会社はその払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ⑤ 払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に保険契約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。
- ⑥ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに、給付金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑦ 前項の未払込保険料については、第6条(猶予期間および失効)第4項の規定を準用します。
- ⑧ 保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法を、将来に向かって相互に変更することができます。
- ⑨ 保険契約者が前項の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

#### 第5条(保険料払込方法(経路))

- ① 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料払込方法(経路)を選択することができます。
  1. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
  2. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  3. 所属集団を通じ払い込む方法(所属集団と会社との間に集団扱契約が締結されている場合に限り。)
- ② 前項各号のいずれかの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
- ③ 保険契約者は、第1項の取扱の範囲内において保険料払込方法(経路)を変更することができます。
- ④ 保険料払込方法(経路)が第1項第2号または第3号の保険契約において、その保険契約が、会社の定める条件を満たさなくなったときは、保険契約者は保険料払込方法(経路)を変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

#### 第6条(猶予期間および失効)

- ① 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
  1. 年払契約または半年払契約の場合  
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
  2. 月払契約の場合  
払込期月の翌月初日からその末日まで
- ② 保険料が払い込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 猶予期間中に給付金の支払事由が発生したときは、その支払うべき金額から、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を差し引きます。
- ④ 前項の場合に、給付金が差し引くべき保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。

## 5. 保険契約者の住所の変更

#### 第7条(保険契約者の住所の変更)

- ① 保険契約者が、住所または居所(通信先を含みます。以下同じとします。)を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
- ② 前項の通知がなく、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかったときには、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 6. 保険料の前納または一括払

#### 第8条(保険料の前納または一括払)

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の年払保険料の一部または全部を前納することができます。この場合には、会社所定の利率で割り引いて計算した前納保険料を払い込んでください。
- ② 前項の前納保険料は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、払込期月の属する契約応当日ごとに年払保険料の払込に充当します。
- ③ 前納期間が満了した場合、または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- ④ 月払契約の場合には、保険契約者は、会社の承諾を得て、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3カ月分以上あるときは、会社所定の割引率で保険料を割引します。
- ⑤ 月払契約の場合、保険契約者から申出があったときは、会社の定める方法により、繰り返し、同一月数分(保険料払込方法(経路)が金融機関等の口座振替による方法および所属集団を通じて払い込む方法の場合は6カ月分または12カ月分に限ります。)の保険料を一括して払い込む取扱(以下、「定期一括払」といいます。)を行います。ただし、保険契約締結時に定期一括払を申し出るときは、定期一括払を開始するまでの保険料は保険契約締結時に一括して払い込んでください。
- ⑥ つぎのいずれかに該当したときは、それ以後前項の定期一括払を行いません。
  1. 保険契約者から、定期一括払停止の申出があったとき
  2. 保険契約が失効したとき
- ⑦ 保険料の払込を要しなくなった場合に、第4項または第5項の規定により一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。

## 7. 保険契約の復活

#### 第9条(保険契約の復活)

- ① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
- ② 保険契約者が本条の復活をするときは、別表1に定める書類を提出してください。この場合、会社が必要と認めるときは、会社所定の書式による医師の診断書を提出してください。
- ③ 会社が復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。この場合、その責任を開始する日を「復活日」とします。

1. 復活を承諾した後に、会社の指定した日までに、延滞保険料を受け取った場合  
延滞保険料を受け取った時
2. 延滞保険料を受け取った後に、復活を承諾した場合  
延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合には、告知の時)
- ④ 前項の規定にかかわらず、復活日が責任開始日からその日を含めて90日以内の場合は、会社は、給付金の支払について第11条(給付金の支払)第2項の規定を適用します。
- ⑤ 保険契約が復活した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
- ⑥ 復活後のこの保険契約に適用する保険料率の種類の取扱については、第17条(保険期間中の喫煙および保険料率の種類の変更)の規定を準用します。

## 8. 保険契約の更新

### 第10条(保険契約の更新)

- ① 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに保険契約を継続しない旨の申出がなく、かつ、会社が承諾した場合に限り、保険契約は、保険期間満了の日の翌日(以下本条において「更新日」といいます。)に更新されるものとします。ただし、この場合、保険期間満了の日までの保険料が全額払い込まれていることを要します。
- ② 前項の規定により、喫煙料率を適用された保険契約が更新される場合、更新後の保険契約に適用する保険料率の種類は喫煙料率とします。
- ③ 第1項の規定により、非喫煙料率を適用された保険契約が更新される場合は、保険期間満了の日の2週間前までに、契約者または被保険者は喫煙歴に関する会社所定の書面に記載された質問事項につきその書面で告知してください。この場合、保険契約は、被保険者の喫煙歴により非喫煙料率または喫煙料率いずれかの保険料率の種類を適用して更新されます。なお、保険期間満了の日の2週間前までに告知が得られない場合は、保険契約は喫煙料率を適用して更新されます。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されないものとします。
  1. 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
  2. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ⑤ 更新後の契約の保険期間および給付金額は、更新前の契約の保険期間および給付金額と同一とします。ただし、更新後の保険期間について、前項第1号に該当する場合には、その限度まで保険期間を短縮して保険契約を更新します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、保険契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間および給付金額を変更して更新することができます。
- ⑦ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑧ 前項に定める更新後の第1回保険料は、更新日までに払い込むことを要します。この場合、保険料払込の猶予期間は2カ月(月払契約については、更新日の属する月の翌月末日まで)とし、保険料が払い込まれないままで猶予期間を経過したときは、この保険契約は更新日にさかのぼって消滅するものとします。
- ⑨ 保険契約が更新された場合は、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その更新通知書と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。
- ⑩ 第5条(保険料払込方法(経路))、第6条(猶予期間および失効)第3項、第32条(年齢の計算)および第33条(年齢または性別の誤り)の規定は、本条の場合に準用します。
- ⑪ 保険契約が更新された場合には、更新後の保険契約については、更新日において会社が新規に締結する保険契約に適用しているこの保険の普通保険約款および保険料率を適用します。
- ⑫ 保険契約を更新した場合には、第11条(給付金の支払)および第14条(保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ⑬ 第4項第2号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第4項第1号の規定に該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同じ保険種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第11条(給付金の支払)および第14条(保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この保険契約と更新時に締結する他の保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

## 9. 給付金の支払

### 第11条(給付金の支払)

- ① 会社は、この保険契約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および給付金受取人
1. がん入院給付金	責任開始日または復活日(最後の復活の際の責任開始の日とします。以下同じとします。)前にかんと診断確定されることがない被保険者が、保険期間(保険契約が更新される場合には、更新後の保険期間を含みます。以下、本条において同じとします。)中に、診断確定されたがんの治療を直接の目的として備考に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)に、入院をしたときは、給付金受取人に支払います。
2. がん診断給付金	(イ)悪性新生物診断給付金 責任開始日または復活日前に悪性新生物と診断確定されることがない被保険者が、保険期間中に、悪性新生物と診断確定されたときは、給付金受取人に支払います。
	(ロ)上皮内新生物診断給付金 責任開始日または復活日前に上皮内新生物と診断確定されることがない被保険者が、保険期間中に、診断確定された上皮内新生物の治療を直接の目的として開始した病院または診療所における入院中に別表5に定める上皮内新生物の手術を受けたときは、給付金受取人に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたときには、がん入院給付金およびがん診断給付金は支払いません。この場合、第22条(告知義務違反による解除)および第24条(重大事由による解除)の規定は適用せず、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。



- ③ 給付金額は、つぎのとおりです。

区分		給付金額
1. がん入院給付金額		入院1回につき、1日あたりのがん入院給付金額(以下「がん入院給付日額」といいます。入院中にごん入院給付日額の変更があった場合には各日現在のがん入院給付日額とします。)に入院日数を乗じて得られる額とします。
2. がん診断給付金額	(イ) 悪性新生物診断給付金額	がん診断給付金額とします。
	(ロ) 上皮内新生物診断給付金額	がん診断給付金額の所定の割合の金額とします。

- ④ がん入院給付金について、つぎのとおり取り扱います。
- 責任開始日以後にがんの治療を直接の目的として入院中に、がん以外の事由が発生した場合でも、がん以外の事由がそのがんに起因するものであると会社が認めた場合には、がんの治療を直接の目的とした入院として取り扱います。
  - 責任開始日以後にがん以外の事由によって入院を開始し、その入院中にごんと診断確定された場合は、そのがんと診断確定された日からがんの治療を直接の目的として入院したものとみなして、第1項の定めるところによりがん入院給付金を支払います。
  - 被保険者の入院中に保険期間が満了した場合には、その時を含んで継続している入院は保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- ⑤ がん診断給付金について、つぎのとおり取り扱います。
- がん診断給付金の支払は、保険期間を通じて、悪性新生物診断給付金および上皮内新生物診断給付金について、各々1回とします。
  - 被保険者が同時に悪性新生物診断給付金および上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合は、悪性新生物診断給付金のみを支払います。
  - 被保険者が上皮内新生物以外の原因による入院中に、上皮内新生物と診断確定され、その上皮内新生物の治療を開始したときは、その診断確定された日から上皮内新生物の治療を目的として入院を開始したものとみなします。

## 10. 給付金の請求手続、支払時期および場所

### 第12条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- がん入院給付金またはがん診断給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 給付金受取人は、別表1に定める書類をすみやかに提出して給付金を請求してください。
- 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
  - 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  - 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第24条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
  - 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

## 11. 給付金受取人

### 第13条(給付金受取人)

- 給付金受取人は被保険者となります。
- 給付金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- 前2項の規定によるほか、保険契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て、保険契約者を給付金受取人とすることができます。

## 12. 保険料の払込免除

### 第14条(保険料の払込免除)

- 会社は、被保険者が、つぎの各号のいずれかの事由に該当したときは、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。
  - 責任開始日もしくは復活日以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態に該当したとき(この場合、責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態に、責任開始日または復活日以後の傷害または疾病(責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。)

2. 責任開始日または復活日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内の保険料払込期間中に障害状態に該当したとき。この場合、責任開始日または復活日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日または復活日以後の傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態に該当したときを含みます。
- ② つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始日または復活日前の疾病を直接の原因として責任開始日または復活日以後に保険料の払込免除事由に該当したときでも、責任開始日または復活日以後の原因によるものとみなして、前項の規定を適用します。
  1. その疾病について、保険契約の締結または復活の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
  2. その疾病について、責任開始日または復活日前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生したときは、保険契約者はその未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
- ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、すでに到来している契約応当日の未払込保険料を猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、免除事由発生時以後引き続き保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ⑥ 保険料の払込が免除された保険契約については、第 28 条(がん入院給付日額およびがん診断給付金額の減額)の規定は適用しません。

#### 第 15 条(保険料の払込免除請求手続)

- ① 保険料の払込免除事由が発生したことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険契約者は、別表 1 に定める書類をすみやかに提出して保険料の払込免除を請求してください。
- ③ 第 12 条(給付金の請求手続、支払時期および場所)第 3 項から第 7 項までの規定は、本条の場合に準用します。

#### 第 16 条(保険料の払込を免除しない場合)

- ① 第 14 条(保険料の払込免除)第 1 項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかの事由によって、被保険者が高度障害状態または障害状態に該当したときは、保険料の払込を免除しません。
  1. 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失によるとき
  2. 被保険者の犯罪行為によるとき
  3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
  4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  5. 被保険者の薬物依存によるとき
  6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
  8. 地震、噴火または津波によるとき
  9. 戦争その他の変乱によるとき
- ② 前項第 8 号もしくは第 9 号の場合において、保険料払込免除事由に該当する被保険者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度により保険料の払込を免除します。

### 13. 保険期間中の喫煙および保険料率の種類の変更

#### 第 17 条(保険期間中の喫煙および保険料率の種類の変更)

- ① 非喫煙料率が適用された保険契約の場合は、保険期間中に、被保険者について、会社所定の基準により喫煙歴が認められないことを要します。
- ② 前項の規定にかかわらず、非喫煙料率が適用された保険契約の被保険者が、保険期間中に、喫煙をした場合は、保険契約者または被保険者は、ただちに書面をもってその旨を会社に通知しなければなりません。
- ③ 前項の通知を受けまたは被保険者の喫煙歴が認められる場合、会社は、適用する保険料率の種類を喫煙料率に変更します。この場合、保険契約締結時(更新された契約の場合は直近の更新時)から喫煙料率が適用されていたものとみなし、会社の定める方法により保険料を改め、その不足金額を精算します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれないままで猶予期間が経過した場合には、会社は、保険契約を解除することができます。

#### 第 18 条(喫煙歴に関する契約後検査)

- ① 非喫煙料率を適用された保険契約の場合、会社は、保険期間中において、その時までの被保険者の喫煙歴について、被保険者に対して会社所定の検査を行うことがあります。
- ② 前項の検査の結果、会社所定の基準により喫煙歴が認められる場合には、前条の規定を準用し、これを取り扱います。
- ③ 正当な理由がなく検査の回答が得られない場合は、喫煙歴が認められるものとみなし、前項の規定を適用します。

### 14. 保険契約の取消、無効、解除および消滅

#### 第 19 条(詐欺による取消および不法取得目的による無効)

- ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われた場合は、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### 第 20 条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① 被保険者が、告知の前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、つぎのとおり取り扱います。
  1. 告知の前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合は、保険契約者に払い戻します。
  2. 告知の前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合は、払い戻しません。
  3. 告知の時から責任開始日の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合は、保険契約者に払い戻します。
- ③ 本条の適用がある場合は、第 22 条(告知義務違反による解除)および第 24 条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

**第21条(告知義務)**

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

**第22条(告知義務違反による解除)**

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、保険契約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、第14条(保険料の払込免除)第5項の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実または事項と関係がなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合は、会社は、返戻金があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

**第23条(保険契約を解除しない場合)**

- ① 会社は、つぎの場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約を解除しません。
  1. 会社が解除の原因となる事実を知っていたかまたは過失のためにこれを知らなかったとき
  2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第21条(告知義務)の告知をすることを妨げたととき
  3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第21条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または不実のことを告げようとしたとき
  4. 会社が解除の原因となる事実を知ったときから1カ月以内にこれを行わなかったとき
  5. 保険契約の責任開始日または復活日から2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき
- ② 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたと認められる場合には、適用しません。

**第24条(重大事由による解除)**

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの保険契約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
    - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。
- ④ この保険契約を解除した場合は、会社は、返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

**第25条(解約)**

- ① 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。
- ② 保険契約者が解約を請求するときには、別表1に定める書類を提出してください。
- ③ 保険契約者が本条の規定により解約を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

**第26条(給付金受取人による保険契約の存続)**

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たす給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由が生じ、かつ、当該支払事由により保険契約が消滅する場合、会社が給付金を支払うべきときは、当該支払うべき

金額の範囲内で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金受取人に支払います。

#### 第27条(消滅)

- ① 被保険者が死亡した場合、この保険契約は消滅します。
- ② 前項の場合、保険契約者またはその承継人は、別表1に定める書類を、すみやかに会社の本店または指定した場所に提出してください。
- ③ 第1項の場合に返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

### 15. 保険契約内容の変更

#### 第28条(がん入院給付日額およびがん診断給付金額の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、がん入院給付日額およびがん診断給付金額を減額することができます。ただし減額後のがん入院給付日額またはがん診断給付金額が会社の定める額に満たない場合には、この取扱をしません。
- ② がん入院給付日額、がん診断給付金額を減額したときは、保険料払込期間中においては、減額後のがん入院給付日額およびがん診断給付金額を基準に基づきの払込期月から保険料を改めます。

### 16. 解約返戻金

#### 第29条(解約返戻金)

この保険契約に対する解約返戻金はありません。

### 17. 保険契約者の変更

#### 第30条(保険契約者の変更)

- ① 保険契約者またはその承継人は、会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利・義務を第三者に承継させることができます。
- ② 前項の場合には、被保険者の同意書を添えて会社に通知し、保険証券に表示を受けなければ会社に対して対抗できません。

### 18. 給付金受取人または保険契約者の代表者

#### 第31条(給付金受取人または保険契約者の代表者)

- ① この保険契約において、給付金受取人または保険契約者が2人以上あるときは、その代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ他の給付金受取人または保険契約者を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が給付金受取人または保険契約者の1人に対してした行為は他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上あるときは、その責任は連帯とします。

### 19. 年齢の計算ならびに年齢、性別および喫煙歴の誤り

#### 第32条(年齢の計算)

- ① 被保険者の契約年齢は責任開始日における満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- ② 被保険者の保険契約締結後の契約年齢は、すべて前項の契約年齢にこの保険契約の年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

#### 第33条(年齢または性別の誤り)

- ① 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合、責任開始日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法により保険料を改めます。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項の規定を準用します。

#### 第34条(喫煙歴の誤り)

告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合には、会社の定める方法により保険料を改めます。

### 20. 契約者配当金

#### 第35条(契約者配当金)

この保険契約に対する契約者配当金はありません。

### 21. 時効

#### 第36条(時効)

給付金、その他の払戻金または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

### 22. 管轄裁判所

#### 第37条(管轄裁判所)

- ① この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または給付金受取人(給付金受取人が2人以上いるときは、その代表者として)の住所地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって合意による管轄裁判所とします。
- ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

### 23. 特別条件を付加する場合の特則

#### 第38条(特別条件の付加)

- ① この保険契約締結の際に、被保険者の健康状態その他が会社の標準に適合しない場合には、その危険の程度および種類に応じて、会社はつぎの特別条件を付加して保険契約を締結します。  
特定部位不担保による方法

この保険契約締結の際に、別表6に定める会社が指定した特定部位に生じたがんを直接の原因とし、その治療を目的として会社の定める不担保期間中に給付金の支払事由が生じた場合でも、会社は、給付金を支払いません。ただし、被保険者が不担保期間満了の日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院を開始した日として取り扱います。

- ② 前項の特別条件を付加した保険契約の責任開始時期は、会社が付加した特別条件を保険契約者が承諾したとき(第1回保険料がまだ払い込まれない場合は、その保険料が払い込まれたとき)に第3条(会社の責任開始時期)の規定する責任開始時期の時から保険契約上の責任を負います。
- ③ この保険契約に特別条件を付加した場合には、保険契約の復活は取り扱いません。
- ④ この保険契約に特別条件を付加した場合、保険契約の更新は、更新後の保険契約に、更新直前の保険年度の特別条件と同一の特別条件を付加して取り扱います。ただし、更新直前の保険年度に第1項の方法による不担保期間が満了する場合は、特別条件を付加せずに更新を取り扱います。

## 24. セット加入契約に関する特則

### 第39条(セット加入契約)

この特則で、「セット加入契約」とは、無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約時以後第1保険期間中に、無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約者から無配当積立利率変動型生涯保障保険の普通保険約款の「セット加入契約に関する特則」を適用することを承諾のうえ、無配当積立利率変動型生涯保障保険と同じ保険契約者による保険契約(付加された特約も含みます。)の申込がなされ、会社が承諾した保険契約をいいます。

この保険契約をセット加入契約として取り扱う場合は、無配当積立利率変動型生涯保障保険の普通保険約款の「セット加入契約に関する特則」の規定を適用します。

## 25. 責任開始時期に関する特則

### 第40条(責任開始時期に関する特則)

- ① 保険契約者は、この保険契約締結の際、同時申込契約がある場合には、会社の承諾を得て、この特則を付加することができます。
- ② 前項に定める同時申込契約とは、この保険の契約時に、この保険契約と同じ保険契約者による保険契約(会社所定の保険種類の契約で、付加された特約も含みます。)の申込がなされ、会社が承諾した保険契約をいいます。
- ③ この特則を付加した場合、つぎの各号のとおりに取り扱います。
  1. 第3条(会社の責任開始時期)第2項の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)の属する月の翌月1日を保険契約上の責任開始日とし、この日をもって契約年齢、保険期間、その他この保険契約における期間の計算の一切の基準日とします。ただし、この保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)から翌月1日までの間に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第3条(会社の責任開始時期)に定める責任開始日にさかのぼって保険契約上の責任を負います。
  2. 第6条(猶予期間および失効)第1項の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期月の翌月初日からその末日までを猶予期間とします。
- ④ この特則のみの解約はできません。

## 26. 保険契約が更新される場合の特則

### 第41条(保険契約が更新される場合の特則)

平成20年4月1日以前に締結されたこの保険契約が第10条(保険契約の更新)の規定により更新される場合で、指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その給付金の支払事由について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

### 第26条(給付金受取人による保険契約の存続)の適用に関する特則

第26条(給付金受取人による保険契約の存続)の規定は、同条第1項の解約の通知が保険法(平成20年法律第56号)の施行の日以後に会社に到達した場合に適用します。

### 民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行に関する特則

令和2年3月31日以前に締結された保険契約が、令和2年4月1日以後に保険契約の更新に関する規定により更新された場合には、年齢または性別の誤りに関する規定中、「会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、」を「保険契約は無効とし、」と読み替えます。

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

### (備考)

#### 1. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
  - (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
2. 治療を直接の目的とする入院
- 「治療を直接の目的とする入院」には、美容上の処置、正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。
3. 治療を直接の目的とする手術
- 「治療を直接の目的とする手術」には、美容整形上の手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

#### 4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

#### 5. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、肝硬変とそれに起因する肝がん等の関係をいいます。

#### 別表 1

##### 請求書類

項目	必要書類
がん入院給付金	(1) 会社所定のがん入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (5) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が給付金受取人と同一人の場合は不要) (6) 保険証券
がん診断給付金	(1) 会社所定のがん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書、入院した病院または診療所の入院証明書、手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (3) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が給付金受取人と同一人の場合は不要) (5) 保険証券
保険料の払込免除	(1) 会社所定の保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 不慮の事故であることを証する書類(ただし、不慮の事故によらないときは不要) (4) 被保険者の住民票 (5) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。

##### その他の請求および報告に必要な書類

項目	必要書類
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の復活請求書 (2) 会社所定の復活告知書 (3) 保険証券
2. 契約内容の変更・減額	(1) 会社所定の契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3. 保険契約の解約	(1) 会社所定の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4. 債権者からの解約申出に対する給付金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続申出書 (2) 債権者等への支払事実を証する書類 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを示す公的書類 (5) 給付金受取人の印鑑証明書
5. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 保険料払込方法の変更	(1) 会社所定の変更請求書 (2) 保険証券
7. 被保険者の死亡の報告	(1) 会社所定の死亡報告書 (2) 被保険者の死亡の事実を証する書類 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、1. の請求については、会社の指定した医師に診断を行わせることがあります。

**別表2 対象となる悪性新生物および上皮内新生物(「がん」)**

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1.において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

1. 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

B. 対象となる上皮内新生物

1. 対象となる上皮内新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに上皮内新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
上皮内新生物	D00～D09

2. 上記1.において上皮内新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが上皮内癌に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる上皮内新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌
上皮内 非浸潤性 非侵襲性

**別表3 対象となる不慮の事故**

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火災への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの  ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。



別表4 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指の用を全く永久に失ったもの
10. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
11. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
12. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
13. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
15. 10 足指を失ったもの
16. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

## (備考)

## 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

## 2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

## 3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

## 4. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオージオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$(a+2b+c)/4$$

の値が、90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

## 5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

## 6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

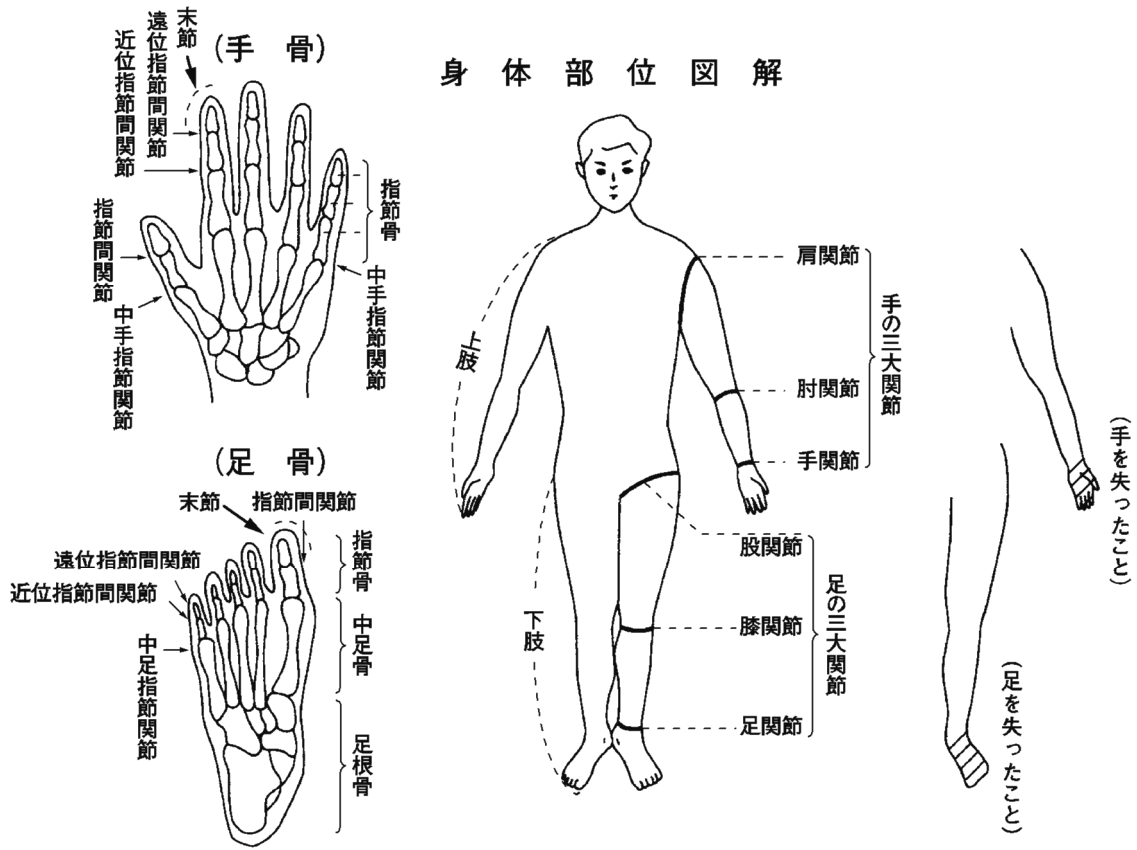
## 7. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

## 8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

## 身体部位図解



別表5 上皮内新生物の手術

手術の種類
1. 上皮内新生物の開胸術、開腹術 2. ファイバースコープによる上皮内新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。) 3. その他の上皮内新生物手術(ファイバースコープによる手術は除く。)

## 別表6 特定部位一覧表

3. 眼(眼球、眼球付属器)
4. 耳(聴神経、乳様突起を含む)
5. 鼻(副鼻腔を含む)
6. 脊椎(当該神経を含む)
7. 直腸、肛門
8. 腎臓、尿管、膀胱、尿道
9. 肝臓、胆嚢、胆管
10. 四肢(肩、股関節、指趾を含む)
11. 皮膚(頭皮、口唇を含む)
12. 胃、十二指腸
13. 脾臓
14. 気管、気管支、肺臓、胸膜、胸郭
15. 子宮、子宮付属器
16. 甲状腺
17. 咽頭、喉頭
18. 口腔、歯、舌、顎関節、唾液腺
19. 前立腺
20. 乳房(乳腺を含む)
21. 睾丸、副睾丸、精管、精索、精嚢
22. 大腸、小腸、盲腸、虫垂
23. 食道
24. 鼠径部
25. 頸椎部(当該神経を含む)
26. 胸椎部(当該神経を含む)
27. 腰椎部(当該神経を含む)
28. 仙骨部、尾骨部(当該神経を含む)
29. 腎臓、尿管
30. 膀胱、尿道
31. 右上肢(右肩関節部、手指を含む)
32. 左上肢(左肩関節部、手指を含む)
33. 右下肢(右股関節部、足趾を含む)
34. 左下肢(左股関節部、足趾を含む)
35. 大腸、小腸
36. 盲腸、虫垂

# がん診断給付金複数回支払特約

## (この特約の主な内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん診断給付金	被保険者が、主契約の悪性新生物診断給付金の支払事由に該当したときから2年を経過した日の翌日以後に診断確定された悪性新生物により入院を開始したとき、悪性新生物診断給付金 被保険者が、主契約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当したときから2年を経過した日の翌日以後に上皮内新生物による所定の入院をし手術を受けたとき、上皮内新生物診断給付金

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(適用する保険料率の種類)

この特約に適用される保険料率の種類は、被保険者の喫煙歴により主契約に適用されるつぎのいずれかの保険料率の種類とします。

1. 非喫煙料率
2. 喫煙料率

### 第3条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第4条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- ② この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- ① 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
がん診断給付金	1. 悪性新生物診断給付金 被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約の悪性新生物診断給付金の支払事由に該当し、このときの悪性新生物と診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、つぎのいずれも満たす入院をしたときは、主契約の給付金受取人に支払います。 (イ) 診断確定(主約款に定める診断確定をいいます。以下同じとします。)された悪性新生物(主約款に定める悪性新生物をいいます。以下同じとします。)の治療を目的として入院を開始したとき (ロ) 病院または診療所(主約款に定める病院または診療所をいいます。以下同じとします。)に入院したとき
	2. 上皮内新生物診断給付金 被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当し、このときの入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、つぎのいずれも満たす手術を受けたときは、主契約の給付金受取人に支払います。 (イ) 診断確定された上皮内新生物(主約款に定める上皮内新生物をいいます。以下同じとします。)の治療を目的とする入院中に、別表3に定める上皮内新生物の手術を受けたとき (ロ) 病院または診療所における入院中であるとき

- ② この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分		給付金額
がん診断給付金額	1. 悪性新生物診断給付金額	主契約のがん診断給付金額とします。
	2. 上皮内新生物診断給付金額	主契約のがん診断給付金額の所定の割合の金額とします。

- ③ がん診断給付金について、同時に悪性新生物診断給付金と上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合は、悪性新生物診断給付金のみを支払います。
- ④ 被保険者が悪性新生物以外の原因による入院中に、悪性新生物と診断確定され、その悪性新生物の治療を開始したときは、その診断確定された日から悪性新生物の治療を目的として入院を開始したものとみなします。
- ⑤ 被保険者が初めて悪性新生物と診断確定された日または悪性新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に、診断確定された悪性新生物の治療を目的とした入院を継続している場合には、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物診断給付金を支払います。
- ⑥ 被保険者が悪性新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、悪性新生物診断給付金を支払いません。
- ⑦ 被保険者が上皮内新生物以外の原因による入院中に、上皮内新生物と診断確定され、その上皮内新生物の治療を開始したときは、その診断確定された日から上皮内新生物の治療を目的として入院を開始したものとみなします。
- ⑧ 被保険者が上皮内新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、上皮内新生物診断給付金を支払いません。
- ⑨ がん診断給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約のがん診断給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者また

は給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- ② 給付金受取人は、別表1に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第16条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
  1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

#### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

#### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

#### 第11条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### 第12条(特約の消滅)

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

#### 第13条(がん診断確定による無効)

- ① 被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までに悪性新生物または上皮内新生物(以下「がん」といいます。)と診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料について、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ② 被保険者が、責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたときは、この特約は無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ 本条の適用がある場合は、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

#### 第14条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

#### 第15条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いはたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第16条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
    - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第17条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

#### 第18条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この際、この特約に適用される保険料率の種類については、主契約に適用される保険料率の種類に準じて取り扱います。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

#### 第19条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

#### 第20条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### 第21条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
  - (イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合
  - (ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第3条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

#### 主契約が特別条件付の契約に付加する場合の特則

主契約が特別条件付の契約にこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約と同一の特別条件がこの特約に付加されるものとします。
2. 主契約の特別条件が特定部位不担保による方法の場合で、被保険者が、会社が指定したその特定部位に生じたがんを直接の原因として、不担保期間の満了日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日入院を開始した日として取り扱います。
3. その他については主約款に定める[特別条件を付加する場合の特則]の規定を準用します。

#### 特約が更新される場合の特則

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第18条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その支払事由について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表1 請求書類**

項目	必要書類
がん診断給付金	(1) 会社所定のがん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書、入院した病院または診療所の入院証明書、手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (3) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、被保険者が給付金受取人と同一人の場合は不要) (5) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

**別表2 給付対象手術**

**上皮内新生物の手術**

手術の種類
1. 上皮内新生物の開胸術、開腹術 2. ファイバースコープによる上皮内新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。) 3. その他の上皮内新生物手術(ファイバースコープによる手術は除く。)

(備考)

1. 手術

手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とする手術

診断、検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術は、治療を直接の目的とした手術には該当しません。

# がん手術特約

## (この特約の主な内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん手術給付金	被保険者が、悪性新生物または上皮内新生物(がん)により、所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて、がん入院給付日額の10倍、20倍または40倍した金額

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(適用する保険料率の種類)

この特約に適用される保険料率の種類は、被保険者の喫煙歴により主契約に適用されるつぎのいずれかの保険料率の種類とします。

1. 非喫煙料率
2. 喫煙料率

### 第3条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第4条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- ② この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- ① 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
がん手術給付金	被保険者が、つぎの条件のすべてを満たす手術を受けたときは、主契約の給付金受取人に支払います。 (イ)責任開始日または復活日(最後の復活の際の責任開始の日とします。以下同じとします。)前に主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物(以下「がん」といいます。)と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術であること (ロ)主約款に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)において受けた手術であること (ハ)この特約の保険期間中の別表2に定めるいずれかの種類の手術であること

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたときには、がん手術給付金を支払いません。この場合、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
がん手術給付金額	手術1回につき、主契約のがん入院給付日額(手術の日現在のがん入院給付日額とします。)に、手術に応じて別表2に定める給付倍率を乗じて得られる額とします。

- ④ 被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けたときは第1項の規定にかかわらず、それらの手術について給付倍率の最も高い手術1種類に対してのみがん手術給付金を支払います。
- ⑤ がん手術給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約のがん手術給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表1に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認できないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第16条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請



求時までにおける事実

- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

#### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

#### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

#### 第11条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### 第12条(特約の消滅)

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

#### 第13条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① 被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

#### 第14条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

#### 第15条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第16条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき  
(イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること  
(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること  
(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
(ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること  
(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料

の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第17条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

#### 第18条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この際、この特約に適用される保険料率の種類については、主契約に適用される保険料率の種類に準じて取り扱います。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

#### 第19条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

#### 第20条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### 第21条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
- (イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時
- (ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第3条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

#### 主契約が特別条件付の契約に付加する場合の特則

主契約が特別条件付の契約にこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約と同一の特別条件がこの特約に付加されるものとします。
2. その他については主約款に定める[特別条件を付加する場合の特則]の規定を準用します。

#### 特約が更新される場合の特則

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第18条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その手術について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

**別表1 請求書類**

項目	必要書類
がん手術給付金	(1) 会社所定のがん手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

**別表2 給付対象手術および給付倍率**

1. 悪性新生物の手術

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	40倍
2. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10倍
3. 新生物根治放射線照射(5,000ラド以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10倍
4. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10倍
5. その他の悪性新生物手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	20倍

2. 上皮内新生物の手術

手術の種類	給付倍率
1. 上皮内新生物の開胸術、開腹術	40倍
2. ファイバースコープによる上皮内新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10倍
3. その他の上皮内新生物手術(ファイバースコープによる手術は除く。)	20倍

**(備考)**

1. 手術

手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とする手術

診断、検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術は、治療を直接の目的とした手術には該当しません。

3. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物(癌、肉腫等の悪性腫瘍)の原発巣を切除、摘除、摘出(剔出)する手術をいいます。

# がん退院特約

## (この特約の主な内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん退院給付金	被保険者が、悪性新生物または上皮内新生物(がん)により 20 日以上継続して入院した後、生存して退院したとき、がん退院給付金額

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(適用する保険料率の種類)

この特約に適用される保険料率の種類は、被保険者の喫煙歴により主契約に適用されるつぎのいずれかの保険料率の種類とします。

1. 非喫煙料率
2. 喫煙料率

### 第3条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第4条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- ② この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- ① 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
がん退院給付金	被保険者が、この特約の保険期間(保険契約が更新される場合は、更新後の保険期間を含みます。以下本条において同じとします。)中に、主契約のがん入院給付金(以下「がん入院給付金」といいます。)の支払事由に該当し、その入院が継続して 20 日以上となった後、生存して退院したとき、主契約の給付金受取人に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始日からその日を含めて 90 日以内にがんと診断確定されたときには、がん退院給付金を支払いません。この場合、第 16 条(告知義務違反による解除)および第 17 条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
がん退院給付金額	入院1回につき、がん退院給付金額(入院中にがん退院給付金額の変更があったときは、支払事由に該当した日現在のがん退院給付金額とします。)

- ④ がん退院給付金についてはつぎのとおり取り扱います。
  1. 被保険者が転入院または再入院した場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 30 日経過前に開始した入院については、継続した1回の入院とみなします。
  2. 被保険者ががん退院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、がん退院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて2年経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
  3. 被保険者ががん退院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、その入院開始の直接の原因となったがんと異なるがんを併発していたときまたは併発したときは、その入院開始の直接の原因となったがんにより、継続して入院したものとみなします。
  4. 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したときは、その時を含んで継続している入院は保険期間中の入院とみなします。
- ⑤ がん退院給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約のがん退院給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して 45 日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第17条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
  1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

#### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

#### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

#### 第11条(特約の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、がん退院給付金額を減額することができます。ただし、減額後のがん退院給付金額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。
- ② がん退院給付金額が減額されたときは、将来の保険料を更正します。

#### 第12条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### 第13条(特約の消滅)

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

#### 第14条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① 被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんを診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第16条(告知義務違反による解除)および第17条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

#### 第15条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

#### 第16条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを知ることができない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第17条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき  
(イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること  
(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること  
(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
(ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質

的に関与していると認められること

(ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第18条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

#### 第19条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この際、この特約に適用される保険料率の種類については、主契約に適用される保険料率の種類に準じて取り扱います。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

#### 第20条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

#### 第21条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### 第22条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。  
(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時  
(ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第3条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

#### 主契約が特別条件付の契約に付加する場合の特則

主契約が特別条件付の契約にこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約と同一の特別条件がこの特約に付加されるものとします。
2. 主契約の特別条件が特定部位不担保による方法の場合で、被保険者が、会社が指定したその特定部位に生じたがんを直接の原因として、不担保期間の満了日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院を開始した日として取り扱います。
3. その他については主約款に定める[特別条件を付加する場合の特則]の規定を準用します。

#### 特約が更新される場合の特則

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第19条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その退院について重ねて請求を受けても会社はこれを支払いません。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

##### 1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」には、美容上の処置、正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。

##### 2. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、肝硬変とそれに起因する肝がん等の関係をいいます。

**別表 請求書類**

項目	必要書類
がん退院給付金	(1) 会社所定のがん退院給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

# がん通院特約

## (この特約の主な内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん通院給付金	被保険者が、主契約のがん入院給付金の支払事由に該当し、病院または診療所に当該入院の退院日の翌日以後 180 日以内の期間内に通院をしたとき、がん通院給付日額に通院日数を乗じた金額

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(適用する保険料率の種類)

この特約に適用される保険料率の種類は、被保険者の喫煙歴により主契約に適用されるつぎのいずれかの保険料率の種類とします。

1. 非喫煙料率
2. 喫煙料率

### 第3条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第4条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- ② この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- ① 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
がん通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約のがん入院給付金(以下「がん入院給付金」といいます。)の支払事由に該当し、その入院の直接の原因となった主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物(以下「がん」といいます。)の治療を目的として、主約款に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)に、がん入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日の翌日以後 180 日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)に通院(備考に定めるものをいいます。また、往診を含みます。以下同じとします。)をしたとき、主契約の給付金受取人に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始日からその日を含めて 90 日以内にがん診断確定されたときには、がん通院給付金を支払いません。この場合、第 17 条(告知義務違反による解除)および第 18 条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
がん通院給付金額	1回の入院のその通院につき、1日あたりのがん通院給付金額(以下「がん通院給付日額」といいます。通院中ながん通院給付日額の変更があった場合には各日現在のがん通院給付日額とします。以下同じとします。)に、通院日数を乗じて得られる額とします。

- ④ がん通院給付金についてつぎのとおり取り扱います。
  1. 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院(以下「通院」といいます。)をしたときは、1回の通院とみなして取り扱い、給付金は重複して支払いません。ただし、この場合、支払わないこととなる通院については、通院日数には含めません。
  2. 被保険者の入院(がん入院給付金の支払事由に該当する入院をいいます。以下本条において同じとします。)中の通院については、通院の原因がその入院の原因と同一であるか否にかかわらず給付金は支払いません。
  3. 被保険者が転入院または再入院した場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 30 日経過前に開始した入院については、継続した1回の入院とみなします。
  4. 被保険者ががん入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、がん入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて2年経過後に開始した入院については、新たながんによる入院とみなします。
  5. 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合、前2号の規定により1回の入院とみなされる入院については、その最後の入院の退院日を第1項に定める退院日として取り扱います。
  6. 前号の場合、最初の入院の退院日後最後の入院の入院日前までの間に、その入院開始と同一の事由で通院したときは、その通院については、第1項の通院とみなします。
  7. 被保険者ががんを直接の原因として開始した入院中に、異なるがんを併発したとき(併発したがんについて入院の必要があると会社が認めた場合)に限り、継続した1回の入院とみなし、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
  8. 前号の場合、継続して入院したものとみなされる入院と同一の事由による通院については、1回の入院のその通院として取り扱います。
  9. 通院期間中に、この特約の保険期間が満了したときは、その時を含んで継続しているその通院期間内の通院は、保険期間中の通院とみなして取り扱います。
- ⑤ がん通院給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。



## 第8条(特約の給付限度)

この特約の給付金の支払限度はつぎのとおりです。

1. 1回の入院のその通院については、支払日数(がん通院給付金を支払う日数。以下同じとします。))は、45日をもって限度とします。
2. 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。

## 第9条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約のがん通院給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第18条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
  1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

## 第10条(特約保険料の払込免除)

会社は、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

## 第11条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

## 第12条(特約の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、がん通院給付日額を減額することができます。ただし、減額後のがん通院給付日額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。
- ② 主契約のがん入院給付日額が減額されたときは、この特約のがん通院給付日額も、同じ割合で減額されるものとします。この場合、がん通院給付日額に端数が生じるときは、会社の定める方法により取り扱います。
- ③ がん通院給付日額が減額されたときは、将来の保険料を更正します。

## 第13条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

## 第14条(特約の消滅)

この特約は、つぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
2. この特約の給付金の支払日数が、第8条(特約の給付限度)第2号の通算支払限度に達したとき

## 第15条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① 被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第17条(告知義務違反による解除)および第18条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

## 第16条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

## 第17条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

## 第18条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
    - (イ)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (ロ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ハ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (ニ)保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

## 第19条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

## 第20条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この際、この特約に適用される保険料率の種類については、主契約に適用される保険料率の種類の取扱に準じて取り扱います。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第7条(給付金の支払)、第8条(特約の給付限度)および第10条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第7条(給付金の支払)、第8条(特約の給付限度)および第10条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

## 第21条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

## 第22条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

## 第23条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
  - (イ)会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合
  - (ロ)この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第3条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

## 主契約が特別条件付の契約に付加する場合の特則

主契約が特別条件付の契約にこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約と同一の特別条件がこの特約に付加されるものとします。
2. 主契約の特別条件が特定部位不担保による方法の場合で、被保険者が不担保期間の満了日を含む通院期間中に、会社が指定したその特定部位により通院していたときは、その不担保期間の満了日の翌日以降の通院について第7条(給付金の支払)

の規定を適用します。

3. その他については主約款に定める[特別条件を付加する場合の特則]の規定を準用します。

#### 特約が更新される場合の特則

平成 20 年 4 月 1 日以前に締結されたこの特約が第 20 条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その通院について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

##### 1. 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

##### 2. 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。

##### 3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、肝硬変とそれに起因する肝がん等の関係をいいます。

#### 別表 請求書類

項目	必要書類
がん通院給付金	(1) 会社所定のがん通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

# がん長期入院特約

## (この特約の主な内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん長期入院給付金	被保険者が、悪性新生物または上皮内新生物(がん)により病院または診療所に181日以上継続して入院したとき、がん入院給付日額の50%の金額に181日目以降の入院日数を乗じた金額

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(適用する保険料率の種類)

この特約に適用される保険料率の種類は、被保険者の喫煙歴により主契約に適用されるつぎのいずれかの保険料率の種類とします。

1. 非喫煙料率
2. 喫煙料率

### 第3条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第4条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- ② この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- ① 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
がん長期入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、主契約のがん入院給付金(以下「がん入院給付金」といいます。)の支払事由に該当し、その入院が181日以上継続したとき、主契約の給付金受取人に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたときには、がん長期入院給付金を支払いません。この場合、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
がん長期入院給付金額	入院1回につき、主契約のがん入院給付日額(入院中ながん入院給付日額の変更があった場合には各日現在のがん入院給付日額とします。)の50%の金額に181日目以降の入院日数を乗じて得られる額とします。

- ④ がん長期入院給付金について、つぎのとおり取り扱います。
  1. 被保険者が転入院または再入院した場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日経過前に開始した入院については、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
  2. 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したときは、その時を含んで継続している入院は保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- ⑤ がん長期入院給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約のがん長期入院給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第16条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわ

らず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

#### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

#### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

#### 第11条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### 第12条(特約の消滅)

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

#### 第13条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① 被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんが診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

#### 第14条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

#### 第15条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第16条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき  
(イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること  
(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること  
(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
(ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること  
(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその

住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第17条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

#### 第18条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この際、この特約に適用される保険料率の種類については、主契約に適用される保険料率の種類に準じて取り扱います。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特約の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

#### 第19条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

#### 第20条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### 第21条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。  
(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合  
この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第3条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

#### 主契約が特別条件付の契約に付加する場合の特則

主契約が特別条件付の契約にこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約と同一の特別条件がこの特約に付加されるものとします。
2. 主契約の特別条件が特定部位不担保による方法の場合で、被保険者が、会社が指定したその特定部位に生じたがんを直接の原因として、不担保期間の満了日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院を開始した日として取り扱います。
3. その他については主約款に定める[特別条件を付加する場合の特則]の規定を準用します。

#### 特約が更新される場合の特則

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第18条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その入院について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### 別表 請求書類

項目	必要書類
がん長期入院給付金	(1) 会社所定のがん長期入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。

# がん死亡特約

## (この特約の主な内容)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん死亡給付金	被保険者が、がんにより死亡したとき、がん死亡給付金額

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(適用する保険料率の種類)

この特約に適用される保険料率の種類は、被保険者の喫煙歴により主契約に適用されるつぎのいずれかの保険料率の種類とします。

1. 非喫煙料率
2. 喫煙料率

### 第3条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第4条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- ① この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- ② この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- ③ この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- ① 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
がん死亡給付金	この特約の責任開始日または復活日(最後の復活の際の責任開始日とします。以下同じとします。)前に主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物(以下「がん」といいます。)と診断確定されることがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがんを直接の原因として死亡したときは、がん死亡給付金受取人に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が責任開始日からその日を含めて 90 日以内にがんと診断確定されたときには、がん死亡給付金を支払いません。この場合、第 16 条(告知義務違反による解除)および第 17 条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
がん死亡給付金額	がん死亡給付金額とします。

- ④ 第 1 項の規定にかかわらず、被保険者が保険期間中に死亡し、その後、被保険者の死亡の直接の原因ががんであることが判明した場合は、その死亡日にがんと診断確定されたものとみなして、がん死亡給付金を支払います。ただし、第 2 項に該当する場合は除きます。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約のがん死亡給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して 5 営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みませぬ)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第 2 項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して 45 日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第 17 条(重大事由による解除)第 1 項第 4 号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2 項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第 2 項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても 180 日)を経過する日とします。
  1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180 日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180 日

3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

#### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

#### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

#### 第11条(特約の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、がん死亡給付金額を減額することができます。ただし、減額後のがん死亡給付金額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。
- ② がん死亡給付金額が減額されたときは、将来の保険料を更正します。

#### 第12条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### 第13条(特約の消滅)

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

#### 第14条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① 被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんを診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用し、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第16条(告知義務違反による解除)および第17条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

#### 第15条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

#### 第16条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第17条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
    - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(イ)から(ホ)までに該当したのが給付金受取人のみであり、その給付金受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項において同じとします。)を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。



- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第18条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

#### 第19条(給付金受取人の変更)

- ① 保険契約者またはその承継人は、給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、給付金受取人を変更することができます。
- ② 前項の通知が会社に到達する前に変更前の給付金受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ③ 給付金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金受取人とします。
- ④ 前項の規定により給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金受取人となった者のうち生存している他の給付金受取人を給付金受取人とします。
- ⑤ 前2項により給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### 第20条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。この際、この特約に適用される保険料率の種類については、主契約に適用される保険料率の種類取扱に準じて取り扱います。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

#### 第21条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

#### 第22条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### 第23条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
  - (イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時
  - (ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第3条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

#### 主契約が特別条件付の契約に付加する場合の特則

主契約が特別条件付の契約にこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約と同一の特別条件がこの特約に付加されるものとします。
2. その他については主約款に定める[特別条件を付加する場合の特則]の規定を準用します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### 別表 請求書類

項目	必要書類
がん死亡給付金	(1) 会社所定のがん死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の書式による医師の死亡証明書) (3) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (4) 給付金受取人の印鑑証明書 (5) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)) (6) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

## 家族がん診断給付特約

### (この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または子のがんに対する保障を目的として、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
家族がん診断給付金	家族悪性新生物診断給付金 この特約の被保険者が悪性新生物と診断確定されたとき、家族悪性新生物診断給付金 家族上皮内新生物診断給付金 この特約の被保険者が上皮内新生物による所定の入院をし手術を受けたとき、家族上皮内新生物診断給付金

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約にがん診断給付金複数回支払特約を付加した場合に、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第3条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第4条(特約の型および被保険者の範囲)

- 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を指定するものとします。

特約の型	被保険者の範囲
1. 妻型	主契約の被保険者のその妻
2. 子型	主契約の被保険者のその子
3. 妻・子型	主契約の被保険者のその妻および子

- この特約において、「妻」および「子」とはつぎの者をいいます。
  - 妻とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)とします。
  - 子とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。
- 妻・子型または子型で、主契約の被保険者のその妻がこの特約の責任開始日以後に分娩した子が入籍した場合には、出生した日から被保険者の資格を得るものとします。
- この特約の被保険者がつぎのいずれかの事由に該当した場合には、その事由に該当した時からこの特約の被保険者でなくなります。
  - 妻または子が主契約の被保険者との同一戸籍から除籍されたとき
  - 子が満 20 歳になったとき
- 妻またはすべての子がこの特約の被保険者として資格を失ったときは、この特約の解約または特約の型を変更してください。この変更の請求がないときは、この特約の型は従前の型のままとします。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
家族がん診断給付金 (イ) 家族悪性新生物診断給付金	この特約の被保険者が、保険期間中に、つぎのいずれかに該当したときは、主契約の給付金受取人に支払います。 (イ) 責任開始日または復活日(最後の復活の際の責任開始の日とします。以下同じとします。)前に主約款に定める悪性新生物(以下「悪性新生物」といいます。)と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、悪性新生物と診断確定されたとき (ロ) 前(イ)の初めて悪性新生物と診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として主約款に定める病院または診療所以下「病院または診療所」といいます。)における入院を開始したとき
(ロ) 家族上皮内新生物診断給付金	責任開始日または復活日前に主約款に定める上皮内新生物(以下「上皮内新生物」といいます。)と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定された上皮内新生物の治療を直接の目的として開始した病院または診療所における入院中に、別表2に定めるいずれかの上皮内新生物の手術を受けたときは、主契約の給付金受取人に支払います。

- 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者が責任開始日からその日を含めて 90 日以内に悪性新生物または上皮内新生物(以下「がん」といいます。)と診断確定されたときには、家族がん診断給付金を支払いません。この場合、第 17 条(告知義務違反による解除)および第 18 条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻します。

③ この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分		給付金額
家族がん診断給付金額	(イ) 家族悪性新生物診断給付金額	家族がん診断給付金額とします。
	(ロ) 家族上皮内新生物診断給付金額	家族がん診断給付金額の所定の割合の金額とします。

④ 家族がん診断給付金について、つぎのとおり取り扱います。

1. 家族がん診断給付金について、同時に家族悪性新生物診断給付金と家族上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合は、家族悪性新生物診断給付金のみを支払います。
2. 同一の被保険者が悪性新生物以外の原因による入院中に、悪性新生物と診断確定されたときは、その診断確定された日から悪性新生物の治療を目的として入院を開始したものとみなします。
3. 同一の被保険者が初めて悪性新生物と診断確定された日または家族悪性新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に、診断確定された悪性新生物の治療を目的とした入院を継続している場合には、その日に入院を開始したものとみなして家族悪性新生物診断給付金を支払います。
4. 同一の被保険者が家族悪性新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に家族悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、家族悪性新生物診断給付金を支払いません。
5. 同一の被保険者が上皮内新生物以外の原因による入院中に、上皮内新生物と診断確定されたときは、その診断確定された日から上皮内新生物の治療を目的として入院を開始したものとみなします。
6. 同一の被保険者が家族上皮内新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に家族上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、家族上皮内新生物診断給付金を支払いません。

⑤ 家族がん診断給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

① この特約の家族がん診断給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 給付金受取人は、別表1に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。

③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みませぬ)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。

1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

給付金の支払事由に該当する事実の有無

2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第18条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日

3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。

⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主契約の被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。

② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。

③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

### 第11条(特約の減額)

① 保険契約者は、将来に向かって、家族がん診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後の家族がん診断給付金額

が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。

- ② 主契約のがん診断給付金額が減額されたときは、この特約の家族がん診断給付金額も、同じ割合で減額されるものとします。この場合、家族がん診断給付金額に端数が生じるときは、会社の定める方法により取り扱います。
- ③ 家族がん診断給付金額が減額されたときは、将来の保険料を更正します。

#### 第12条(特約の型の変更)

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第9条(特約保険料の払込免除)の規定によりこの特約の保険料の払込が免除されている場合には、保険料の払込免除事由発生後は、本条の変更はできません。
- ② この特約の型の変更を承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じます。

区分	変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
1.	妻・子型	妻型 子型	会社が承諾した時
2.	妻型	妻・子型 子型	(ア) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取ったとき 会社の定める金額を受け取った時
	子型	妻・子型 妻型	(イ) 会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知前に受け取ったときおよび 会社の定める金額の払込を要しないとき 告知の時

- ③ 型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については、解約されたものとします。
- ④ 本条の変更が行われた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- ⑤ 型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。
- ⑥ 第17条(告知義務違反による解除)ないし第18条(重大事由による解除)の規定は本条第2項第2号の場合について準用します。

#### 第13条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

#### 第14条(特約の消滅)

この特約は、つぎのいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
2. がん診断給付金複数回支払特約が解約その他の事由によって消滅したとき

#### 第15条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① この特約の被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者のその事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第17条(告知義務違反による解除)および第18条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

#### 第16条(告知義務)

保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

#### 第17条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第18条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき  
(イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること  
(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること  
(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
(ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること  
(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその

住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

#### 第19条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

#### 第20条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特約の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

#### 第21条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

#### 第22条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### 第23条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。  
(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時  
(ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第2条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

#### 特約が更新される場合の特則

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第20条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その支払事由について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

1. 治療を直接の目的とする入院  
「治療を直接の目的とする入院」には、美容上の処置、正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。
2. 治療を直接の目的とする手術  
「治療を直接の目的とする手術」には、美容整形上の手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

**別表1 請求書類**

項目	必要書類
家族がん診断給付金	(1) 会社所定のがん診断給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書、入院した病院または診療所の入院証明書、手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (3) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)および印鑑証明書 (4) 当該被保険者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

**別表2 給付対象手術****上皮内新生物の手術**

手術の種類
1. 上皮内新生物の開胸術、開腹術 2. ファイバースコープによる上皮内新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。) 3. その他の上皮内新生物手術(ファイバースコープによる手術は除く。)

(備考)

手術

手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

## 家族がん入院特約

### (この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または子のがんに対する保障を目的として、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
家族がん入院給付金	この特約の被保険者ががんにより入院したとき、家族がん入院給付日額に入院日数を乗じた金額

#### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

#### 第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

#### 第3条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

#### 第4条(特約の型および被保険者の範囲)

- 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を指定するものとします。

特約の型	被保険者の範囲
1. 妻型	主契約の被保険者のその妻
2. 子型	主契約の被保険者のその子
3. 妻・子型	主契約の被保険者のその妻および子

- この特約において、「妻」および「子」とはつぎの者をいいます。
  - 妻とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)とします。
  - 子とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。
- 妻・子型または子型で、主契約の被保険者のその妻がこの特約の責任開始日以後に分娩した子が入籍した場合には、出生した日から被保険者の資格を得るものとします。
- この特約の被保険者がつぎのいずれかの事由に該当した場合には、その事由に該当した時からこの特約の被保険者でなくなります。
  - 妻または子が主契約の被保険者との同一戸籍から除籍されたとき
  - 子が満 20 歳になったとき
- 妻またはすべての子がこの特約の被保険者として資格を失ったときは、保険契約者は、この特約の解約または特約の型を変更してください。この変更の請求がないときは、この特約の型は従前の型のままとします。

#### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

#### 第6条(特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

#### 第7条(給付金の支払)

- 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
家族がん入院給付金	この特約の被保険者が、保険期間中に、つぎの条件のすべてを満たす入院をしたときは、主契約の給付金受取人に支払います。 (イ) 責任開始日または復活日(最後の復活の際の責任開始の日とします。以下同じとします。)前にがんと診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定された主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物(以下「がん」といいます。)の治療を直接の目的として入院したとき (ロ) 主約款に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)に入院したとき

- 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者が責任開始日からその日を含めて 90 日以内にがんと診断確定されたときには、家族がん入院給付金を支払いません。この場合、第 17 条(告知義務違反による解除)および第 18 条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は保険契約者に払い戻します。
- この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
家族がん入院給付金額	入院1回につき、1日あたりの家族がん入院給付金額(以下「家族がん入院給付日額」といいます。入院中に家族がん入院給付日額の変更があった場合には各日現在の家族がん入院給付日額とします。)に、入院日数を乗じて得られる額とします。

- 家族がん入院給付金について、つぎのとおり取り扱います。
  - 同一の被保険者が、責任開始日以後にがんの治療を直接の目的として入院中に、がん以外の事由が発生した場合でも、がん以外の事由がそのがんに起因するものであると会社が認めた場合には、がんの治療を直接の目的とした入院として取り扱います。
  - 同一の被保険者が責任開始日以後にがん以外の事由によって入院を開始し、その入院中にがんと診断確定された場合は、がんの治療を直接の目的として入院を継続していたものと会社が認めるときに限り、そのがんと診断確定された日からがんの治療を直接の目的として入院したものとみなして、第1項の定めるところにより家族がん入院給付金を支払います。

3. この特約の被保険者の入院中につきに定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は保険期間中の入院とみなして取り扱います。
  - (イ)この特約の保険期間が満了したとき
  - (ロ)主契約の被保険者の死亡によりこの特約が消滅したとき
  - (ハ)妻・子型または子型の場合において、その子が満20歳に達したことにより、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
- ⑤ 家族がん入院給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約の家族がん入院給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第18条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
  1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主契約の被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

### 第11条(特約の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、家族がん入院給付日額を減額することができます。ただし、減額後の家族がん入院給付日額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。
- ② 主契約のがん入院給付日額が減額されたときは、この特約の家族がん入院給付日額も、同じ割合で減額されるものとします。この場合、家族がん入院給付日額に端数が生じるときは、会社の定める方法により取り扱います。
- ③ 家族がん入院給付日額が減額されたときは、将来の保険料を更正します。

### 第12条(特約の型の変更)

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第9条(特約保険料の払込免除)の規定によりこの特約の保険料の払込が免除されている場合には、保険料の払込免除事由発生後は、本条の変更はできません。
- ② この特約の型の変更を承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じます。

区分	変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
1.	妻・子型	妻型 子型	会社が承諾した時
2.	妻型	妻・子型 子型	(ア)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取ったとき 会社の定める金額を受け取った時
	子型	妻・子型 妻型	(イ)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知前に受け取ったときおよび会社の定める金額の払込を要しないとき 告知の時

- ③ 型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については、解約されたものとします。
- ④ 本条の変更が行われた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- ⑤ 型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。
- ⑥ 第17条(告知義務違反による解除)ないし第18条(重大事由による解除)の規定は本条第2項第2号の場合について準用します。



**第13条(特約の解約)**

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

**第14条(特約の消滅)**

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約は消滅したものとみなします。

**第15条(責任開始日前のがん診断確定による無効)**

- ① この特約の被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがん診断確定されていた場合は、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者のその事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第17条(告知義務違反による解除)および第18条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

**第16条(告知義務)**

保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

**第17条(告知義務違反による解除)**

- ① 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払または保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

**第18条(重大事由による解除)**

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
    1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
    2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
    3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
    4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき  
(イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること  
(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること  
(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
(ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること  
(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ② 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
  - ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

**第19条(特約の解約返戻金)**

この特約に対する解約返戻金はありません。

**第20条(特約の更新)**

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

**第21条(特約の契約者配当金)**

この特約に対する契約者配当金はありません。

**第22条(管轄裁判所)**

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**第23条(主約款の準用)**

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

**中途付加する場合の特則**

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
  - (イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合、この特約の第1回保険料を受け取った時
  - (ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第2条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

#### 特約が更新される場合の特則

平成 20 年4月1日以前に締結されたこの特約が第 20 条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その入院について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

治療を直接の目的とする入院

「治療を直接の目的とする入院」には、美容上の処置、正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。

#### 別表 請求書類

項目	必要書類
家族がん入院給付金	(1) 会社所定の家族がん入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 給付金受取人の印鑑証明書 (6) 当該被保険者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

## 家族がん手術特約

### (この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または子のがんに対する保障を目的として、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
家族がん手術給付金	この特約の被保険者が、悪性新生物または上皮内新生物(がん)により、所定の手術を受けたとき、手術の種類に応じて、家族がん入院給付日額の10倍、20倍または40倍した金額

#### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約にがん手術特約および家族がん入院特約を付加した場合に、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

#### 第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

#### 第3条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

#### 第4条(特約の型および被保険者の範囲)

- 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を指定するものとします。

特約の型	被保険者の範囲
1. 妻型	主契約の被保険者のその妻
2. 子型	主契約の被保険者のその子
3. 妻・子型	主契約の被保険者のその妻および子

- この特約において、「妻」および「子」とはつぎの者をいいます。
  - 妻とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)とします。
  - 子とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。
- 妻・子型または子型で、主契約の被保険者のその妻がこの特約の責任開始日以後に分娩した子が入籍した場合には、出生した日から被保険者資格を得るものとします。
- この特約の被保険者がつぎのいずれかの事由に該当した場合には、その事由に該当した時からこの特約の被保険者でなくなります。
  - 妻または子が主契約の被保険者との同一戸籍から除籍されたとき
  - 子が満20歳になったとき
- 妻またはすべての子がこの特約の被保険者として資格を失ったときは、保険契約者は、この特約の解約または特約の型を変更してください。この変更の請求がないときは、この特約の型は従前の型のままとします。

#### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

#### 第6条(特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

#### 第7条(給付金の支払)

- 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
家族がん手術給付金	この特約の被保険者が、つぎの条件のすべてを満たす手術を受けたときは、主契約の給付金受取人に支払います。 (イ)責任開始日または復活日(最後の復活の際の責任開始の日とします。以下同じとします。)前に主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物(以下「がん」といいます。)と診断確定されたことがない被保険者が、この特約の保険期間中に、診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術であること (ロ)主約款に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)において受けた手術であること (ハ)この特約の保険期間中の別表2に定めるいずれかの種類の手術であること

- 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者が責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたときには、家族がん手術給付金を支払いません。この場合、第16条(告知義務違反による解除)および第17条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
家族がん手術給付金額	手術1回につき、家族がん入院特約の家族がん入院給付日額(手術の日現在の家族がん入院給付日額とします。)に、手術に応じて別表2に定める給付倍率を乗じて得られる額とします。

- 同一の被保険者が、同時に2種類以上の手術を受けたときは第1項の規定にかかわらず、それらの手術について給付倍率の最も高い手術1種類に対してのみ家族がん手術給付金を支払います。
- 家族がん手術給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約の家族ががん手術給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表1に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第17条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
  1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主契約の被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

### 第11条(特約の型の変更)

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第9条(保険料の払込免除)の規定によりこの特約の保険料の払込が免除されている場合には、保険料の払込免除事由発生後は、本条の変更はできません。
- ② この特約の型の変更を承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じます。

区分	変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
1.	妻・子型	妻型 子型	会社が承諾した時
2.	妻型	妻・子型 子型	(ア)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取ったとき 会社の定める金額を受け取った時
	子型	妻・子型 妻型	(イ)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知前に受け取ったときおよび会社の定める金額の払込を要しないとき 告知の時

- ③ 型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については、解約されたものとします。
- ④ 本条の変更が行われた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- ⑤ 型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。
- ⑥ 第16条(告知義務違反による解除)ないし第17条(重大事由による解除)の規定は本条第2項第2号の場合について準用します。

### 第12条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

### 第13条(特約の消滅)

この特約は、つぎのいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
2. がん手術特約または家族がん入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき

### 第14条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① この特約の被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用し、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第16条(告知義務違反による解除)および第17条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

### 第15条(告知義務)

保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

### 第16条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払または保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

### 第17条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
    - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

### 第18条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

### 第19条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

### 第20条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

### 第21条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

### 第22条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
  - (イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時
  - (ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第2条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

### 特約が更新される場合の特則

平成 20 年 4 月 1 日以前に締結されたこの特約が第 19 条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その手術について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### (備考)

治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」には、美容整形上の手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

### 別表1 請求書類

項目	必要書類
家族がん手術給付金	(1) 会社所定の家族がん手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 給付金受取人の印鑑証明書 (6) 当該被保険者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (7) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

### 別表2 給付対象手術および給付倍率

#### 1. 悪性新生物の手術

手術の種類	給付倍率
1. 悪性新生物根治手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	40 倍
2. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	10 倍
3. その他の悪性新生物手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。)	20 倍
4. 新生物根治放射線照射(5,000 ラド以上の照射で施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	10 倍
5. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	10 倍

#### 2. 上皮内新生物の手術

手術の種類	給付倍率
1. 上皮内新生物の開胸術、開腹術	40 倍
2. ファイバースコープによる上皮内新生物手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	10 倍
3. その他の上皮内新生物手術(ファイバースコープによる手術は除く。)	20 倍

#### (備考)

##### 1. 手術

手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

##### 2. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物(癌、肉腫等の悪性腫瘍)の原発巣を切除、摘除、摘出(剔出)する手術をいいます。

# 家族がん退院特約

## (この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または子のがんに対する保障を目的として、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
家族がん退院給付金	この特約の被保険者が、悪性新生物または上皮内新生物(がん)により20日以上継続して入院した後、生存して退院したとき、家族がん退院給付金額

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約にがん退院特約および家族がん入院特約を付加した場合に、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第3条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第4条(特約の型および被保険者の範囲)

- 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を指定するものとします。

特約の型	被保険者の範囲
1. 妻型	主契約の被保険者のその妻
2. 子型	主契約の被保険者のその子
3. 妻・子型	主契約の被保険者のその妻および子

- この特約において、「妻」および「子」とはつぎの者をいいます。
  - 妻とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)とします。
  - 子とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。
- 妻・子型または子型で、主契約の被保険者のその妻がこの特約の責任開始日以後に分娩した子が入籍した場合には、出生した日から被保険者の資格を得るものとします。
- この特約の被保険者がつぎのいずれかの事由に該当した場合には、その事由に該当した時からこの特約の被保険者でなくなります。
  - 妻または子が主契約の被保険者との同一戸籍から除籍されたとき
  - 子が満20歳になったとき
- 妻またはすべての子がこの特約の被保険者として資格を失ったときは、保険契約者は、この特約の解約または特約の型を変更してください。この変更の請求がないときは、この特約の型は従前の型のままとします。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
家族がん退院給付金	この特約の被保険者が保険期間(保険契約が更新される場合には、更新後の保険期間を含みます。以下本条において同じとします。)中に、家族がん入院特約の家族がん入院給付金(以下「家族がん入院給付金」といいます。)の支払事由に該当し、その入院が継続して20日以上となった後、生存して退院したとき、主契約の給付金受取人に支払います。

- 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者が責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたときには、家族がん退院給付金を支払いません。この場合、第17条(告知義務違反による解除)および第18条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
家族がん退院給付金額	入院1回につき、家族がん退院給付金額(入院中に家族がん退院給付金額の変更があったときは、支払事由に該当した日現在の家族がん退院給付金額とします。)

- 家族がん退院給付金についてはつぎのとおり取り扱います。
  - 同一の被保険者が転入院または再入院した場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最終の入院日の退院日の翌日からその日を含めて30日経過前に開始した入院については、継続した1回の入院とみなします。
  - 同一の被保険者が家族がん退院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして前項の規定を適用します。ただし、家族がん退院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて2年経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
  - 同一の被保険者が家族がん退院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、その入院開始の直接の原因となったがんと異なるがんを併発していたときまたは併発したときは、その入院開始の直接の原因となったがんにより、継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
  - 被保険者の入院中につぎの事由が生じたときは、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は保険期間中の入院と

みなします。

(イ)この特約の保険期間が満了したとき

(ロ)主契約の被保険者の死亡によりこの特約が消滅したとき

(ハ)妻・子型または子型の場合において、その子が満 20 歳に達したことにより、この特約の被保険者としての資格を失ったとき

⑤ 家族がん退院給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

① この特約の家族がん退院給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

② 給付金受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。

③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みませぬ)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。

1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

給付金の支払事由に該当する事実の有無

2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第18条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。

1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。

⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主契約の被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。

② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。

③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

### 第11条(特約の減額)

① 保険契約者は、将来に向かって、家族がん退院給付金額を減額することができます。ただし、減額後の家族がん退院給付金額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。

② 主契約の被保険者のがん退院給付日額が減額されたときは、この特約の家族がん退院給付金額も、同じ割合で減額されるものとします。この場合、家族がん退院給付金額に端数が生じるときは、会社の定める方法により取り扱います。

③ 家族がん退院給付金額が減額されたときは、将来の保険料を更正します。

### 第12条(特約の型の変更)

① 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第9条(保険料の払込免除)の規定によりこの特約の保険料の払込が免除されている場合には、保険料の払込免除事由発生後は、本条の変更はできません。

② この特約の型の変更を承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じます。

区分	変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
1.	妻・子型	妻型 子型	会社が承諾した時
2.	妻型	妻・子型 子型	(ア)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取ったとき 会社の定める金額を受け取った時
	子型	妻・子型 妻型	(イ)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知前に受け取ったときおよび会社の定める金額の払込を要しないとき 告知の時

③ 型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については、解約されたものとします。

④ 本条の変更が行われた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。

⑤ 型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。

⑥ 第17条(告知義務違反による解除)ないし第18条(重大事由による解除)の規定は本条第2項第2号の場合について準用します。



### 第13条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

### 第14条(特約の消滅)

この特約は、つぎのいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
2. がん退院特約または家族がん入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき

### 第15条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① この特約の被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第17条(告知義務違反による解除)および第18条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

### 第16条(告知義務)

保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

### 第17条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

### 第18条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき  
(イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること  
(ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること  
(ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
(ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること  
(ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

### 第19条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

### 第20条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

### 第21条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

### 第22条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

### 第23条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。  
(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時  
(ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第2条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

### 特約が更新される場合の特則

平成 20 年4月1日以前に締結されたこの特約が第 20 条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その退院について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

### 別表 請求書類

項目	必要書類
家族がん退院給付金	(1) 会社所定の家族がん退院給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 給付金受取人の印鑑証明書 (6) 当該被保険者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (7) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。

## 家族がん通院特約

### (この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または子のがんに対する保障を目的として、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
家族がん通院給付金	この特約の被保険者が、主たる保険契約に付加した家族がん入院特約の家族がん入院給付金の支払事由に該当し、病院または診療所に当該入院の退院日の翌日以後 180 日以内の期間内に通院をしたとき、家族がん通院給付日額に通院日数を乗じた金額

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約にがん通院特約および家族がん入院特約を付加した場合に、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第3条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第4条(特約の型および被保険者の範囲)

- 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を指定するものとします。

特約の型	被保険者の範囲
1. 妻型	主契約の被保険者のその妻
2. 子型	主契約の被保険者のその子
3. 妻・子型	主契約の被保険者のその妻および子

- この特約において、「妻」および「子」とはつぎの者をいいます。
  - 妻とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)とします。
  - 子とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。
- 妻・子型または子型で、主契約の被保険者のその妻がこの特約の責任開始日以後に分娩した子が入籍した場合には、出生した日から被保険者の資格を得るものとします。
- この特約の被保険者がつぎのいずれかの事由に該当した場合には、その事由に該当した時からこの特約の被保険者でなくなります。
  - 妻または子が主契約の被保険者との同一戸籍から除籍されたとき
  - 子が満 20 歳になったとき
- 妻またはすべての子がこの特約の被保険者として資格を失ったときは、保険契約者は、この特約の解約または特約の型を変更してください。この変更の請求がないときは、この特約の型は従前の型のままとします。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
家族がん通院給付金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、家族がん入院特約の家族がん入院給付金(以下「家族がん入院給付金」といいます。)の支払事由に該当し、その入院の直接の原因となった、主約款に定める悪性新生物または上皮内新生物(以下「がん」といいます。)の治療を目的として、主約款に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)に、家族がん入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日の翌日以後 180 日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)に通院(備考に定めるものをいいます。また、往診を含みます。以下同じとします。)をしたとき、主契約の給付金受取人に支払います。

- 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者が責任開始日からその日を含めて 90 日以内にがんと診断確定されたときには、家族がん通院給付金を支払いません。この場合、第 18 条(告知義務違反による解除)および第 19 条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
家族がん通院給付金額	1回の入院のその通院につき、1日あたりの家族がん通院給付金額(以下「家族がん通院給付日額」といいます。通院中に家族がん通院給付日額の変更があった場合には各日現在の家族がん通院給付日額とします。以下同じとします。)に、通院日数を乗じて得られる額とします。

- 家族がん通院給付金についてつぎのとおり取り扱います。
  - 同一の被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院(以下「通院」といいます。)をしたときは、1回の通院とみなして取り扱い、給付金は重複して支払いません。ただし、この場合、支払わないこととなる通院については、通院日数には含めません。
  - 同一の被保険者の入院(家族がん入院給付金の支払事由に該当する入院をいいます。以下本条において同じとします。)中の通院については、通院の原因がその入院の原因と同一であるか否にかかわらず給付金は支払いません。
  - 同一の被保険者が転入院または再入院した場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最終の入院の退院日の翌

日からその日を含めて30日経過前に開始した入院については、継続した1回の入院とみなします。

4. 同一の被保険者が家族がん入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなし、その最後の入院の退院日を第1項に定める退院日として取り扱います。ただし、家族がん入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて2年経過後に開始した入院については、新たながんによる入院とみなします。
  5. 同一の被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合、前2号の規定により1回の入院とみなされる入院については、その最後の入院の退院日を第1項に定める退院日として取り扱います。
  6. 前号の場合、最初の入院の退院日後最後の入院の入院日前までの間に、その入院開始と同一の事由で通院したときは、その通院については、第1項の通院とみなします。
  7. 同一の被保険者ががんを直接の原因として開始した入院中に、異なるがんを併発したとき(併発したがんについて入院の必要があると会社が認めた場合に限り)は、継続した1回の入院とみなし、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
  8. 通院期間中に、つぎの事由が生じたときは、それらの時を含んで継続しているその通院期間内の通院は、保険期間中の通院とみなして取り扱います。
    - (イ)この特約の保険期間が満了したとき
    - (ロ)妻・子型または子型の場合において、その子が満20歳に達したことにより、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
    - (ハ)主契約の被保険者の死亡によりこの特約が消滅したとき
    - (ニ)がん通院特約が、支払通算限度に達したことによりがん通院特約が消滅したとき
- ⑤ 家族がん通院給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(特約の給付限度)

この特約の給付金の支払限度はつぎのとおりです。

1. 1回の入院のその通院については、支払日数(家族がん通院給付金を支払う日数。以下同じとします。)は、45日をもって限度とします。
2. 通算支払限度は、各被保険者についてそれぞれ支払日数を通算して700日とします。

### 第9条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約の家族がん通院給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第19条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
  1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

### 第10条(特約保険料の払込免除)

会社は、主契約の被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

### 第11条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

### 第12条(特約の減額)

- ① 保険契約者は、将来に向かって、家族がん通院給付日額を減額することができます。ただし、減額後の家族がん通院給付日額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱をしません。
- ② 主契約の通院給付日額が減額されたときは、この特約の家族がん通院給付日額も、同じ割合で減額されるものとします。この場合、家族がん通院給付日額に端数が生じるときは、会社の定める方法により取り扱います。
- ③ 家族がん通院給付日額が減額されたときは、将来の保険料を更正します。

**第13条(特約の型の変更)**

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第10条(特約保険料の払込免除)の規定によりこの特約の保険料の払込が免除されている場合には、保険料の払込免除事由発生後は、本条の変更はできません。
- ② この特約の型の変更を承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じます。

区分	変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
1.	妻・子型	妻型 子型	会社が承諾した時
2.	妻型	妻・子型 子型	(ア)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取ったとき 会社の定める金額を受け取った時
	子型	妻・子型 妻型	(イ)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知前に受け取ったときおよび 会社の定める金額の払込を要しないとき 告知の時

- ③ 型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については、解約されたものとします。
- ④ 本条の変更が行われた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- ⑤ 型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。
- ⑥ 第18条(告知義務違反による解除)ないし第19条(重大事由による解除)の規定は本条第2項第2号の場合について準用します。

**第14条(特約の解約)**

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

**第15条(特約の消滅)**

この特約は、つぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。

- 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2. がん通院特約または家族がん入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3. この特約の給付金の支払日数が、第8条(特約の給付限度)第2号の通算支払限度に達したとき

**第16条(責任開始日前のがん診断確定による無効)**

- ① この特約の被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第18条(告知義務違反による解除)および第19条(重大事由による解除)の規定は適用しません。

**第17条(告知義務)**

保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

**第18条(告知義務違反による解除)**

- ① 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

**第19条(重大事由による解除)**

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  - 1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  - 2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  - 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - 4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
    - (イ)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (ロ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ハ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (ニ)保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

## 第20条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

## 第21条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第7条(給付金の支払)、第8条(特約の給付限度)および第10条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特約の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第7条(給付金の支払)、第8条(特約の給付限度)および第10条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものと取り扱います。

## 第22条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

## 第23条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

## 第24条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。  
(イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合  
(ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第2条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

## 特約が更新される場合の特則

平成20年4月1日以前に締結されたこの特約が第21条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その通院について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

## 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

## (備考)

1. 通院  
「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。
2. 治療を目的とする通院  
「治療を目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。
3. 医学上重要な関係  
「医学上重要な関係」とは、たとえば、肝硬変とそれに起因する肝がん等の関係をいいます。

## 別表 請求書類

項目	必要書類
家族がん通院給付金	(1) 会社所定の家族がん通院給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 給付金受取人の印鑑証明書 (6) 当該被保険者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (7) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

# 家族がん長期入院特約

## (この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または子の医療保障を目的として、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
家族がん長期入院給付金	この特約の被保険者が、悪性新生物または上皮内新生物(がん)により病院または診療所に181日以上継続して入院したとき、家族がん入院給付日額の50%の金額に181日目以降の入院日数を乗じた金額

### 第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約にかん長期入院特約および家族がん入院特約を付加した場合に、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。

### 第2条(特約の責任開始日)

この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。

### 第3条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- この特約の保険料について、払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にこの特約が消滅した場合であっても、会社は、当該保険料期間の未経過期間に対応する金額を保険契約者に払い戻しません。

### 第4条(特約の型および被保険者の範囲)

- 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかの型を指定するものとします。

特約の型	被保険者の範囲
1. 妻型	主契約の被保険者のその妻
2. 子型	主契約の被保険者のその子
3. 妻・子型	主契約の被保険者のその妻および子

- この特約において、「妻」および「子」とはつぎの者をいいます。
  - 妻とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)とします。
  - 子とは、主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。
- 妻・子型または子型で、主契約の被保険者のその妻がこの特約の責任開始日以後に分娩した子が入籍した場合には、出生した日から被保険者の資格を得るものとします。
- この特約の被保険者がつぎのいずれかの事由に該当した場合には、その事由に該当した時からこの特約の被保険者でなくなります。
  - 妻または子が主契約の被保険者との同一戸籍から除籍されたとき
  - 子が満20歳になったとき
- 妻またはすべての子がこの特約の被保険者として資格を失ったときは、保険契約者は、この特約の解約または特約の型を変更してください。この変更の請求がないときは、この特約の型は従前の型のままとします。

### 第5条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に効力を失います。

### 第6条(特約の復活)

- 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

### 第7条(給付金の支払)

- 会社は、この特約の給付金をつぎのとおり支払います。

名称	支払事由および受取人
家族がん長期入院給付金	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、家族がん入院特約の家族がん入院給付金(以下「家族がん入院給付金」といいます。)の支払事由に該当し、その入院が181日以上継続したとき、主契約の給付金受取人に支払います。

- 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者が責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定されたときには、家族がん長期入院給付金を支払いません。この場合、第16条(告知義務違反による解除)および第17条(重大事由による解除)の規定は適用せず、この特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- この特約の給付金額は、つぎのとおりです。

区分	給付金額
家族がん長期入院給付金額	入院1回につき、家族がん入院特約の家族がん入院給付日額(入院中に家族がん入院給付日額の変更があった場合には各日現在の家族がん入院給付日額とします。)の50%の金額に181日目以降の入院日数を乗じて得られる額とします。

- 家族がん長期入院給付金について、つぎのとおり取り扱います。
  - 同一の被保険者が転入院または再入院した場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日経過前に開始した入院については、継続した1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
  - 被保険者の入院中につき定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は保険期間中の入院とみなして取り扱います。
    - この特約の保険期間が満了したとき
    - 主契約の被保険者の死亡によりこの特約が消滅したとき
    - 妻・子型または子型の場合において、その子が満20歳に達したことにより、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
- 家族がん長期入院給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

### 第8条(給付金の請求手続、支払時期および場所)

- ① この特約の家族がん長期入院給付金(以下「給付金」といいます。)の支払事由が発生したことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金受取人は、別表に定める書類をすみやかに提出して、この特約の給付金を請求してください。
- ③ 給付金は、前項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して45日を経過する日とします。
  1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  3. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前号に定める事項、第17条(重大事由による解除)第1項第4号(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到達した日の翌営業日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合であっても180日)を経過する日とします。
  1. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  2. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
  3. 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  4. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ⑥ 前2項に該当する場合は、会社は、給付金受取人にその旨を通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

### 第9条(特約保険料の払込免除)

会社は、主契約の被保険者についてこの特約の保険料払込期間中に、主約款に規定する保険料の払込免除事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

### 第10条(払込期月または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料の払込期月中の保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後その月の末日までに、この特約の給付金の支払事由が発生したときは、その未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ② 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生したときは、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。
- ③ 前2項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間の満了日の翌日に失効したものとし、会社は、給付金を支払いません。

### 第11条(特約の型の変更)

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の型を変更することができます。ただし、第9条(特約保険料の払込免除)の規定によりこの特約の保険料の払込が免除されている場合には、保険料の払込免除事由発生後は、本条の変更はできません。
- ② この特約の型の変更を承諾した場合には、つぎに定める時から変更の効力が生じます。

区分	変更前の型	変更後の型	変更の効力が生じる時
1.	妻・子型	妻型 子型	会社が承諾した時
2.	妻型	妻・子型 子型	(ア)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知以後に受け取ったとき 会社の定める金額を受け取った時
	子型	妻・子型 妻型	(イ)会社の定める金額をこの特約の被保険者に関する告知前に受け取ったとき および会社の定める金額の払込を要しないとき 告知の時

- ③ 型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については、解約されたものとします。
- ④ 本条の変更が行われた場合には、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- ⑤ 型の変更により新たにこの特約の被保険者となった者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。
- ⑥ 第16条(告知義務違反による解除)ないし第17条(重大事由による解除)の規定は本条第2項第2号の場合について準用しません。

### 第12条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

### 第13条(特約の消滅)

この特約は、つぎのいずれかの事由が生じたときは、消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
2. がん長期入院特約または家族がん入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき

### 第14条(責任開始日前のがん診断確定による無効)

- ① この特約の被保険者が、告知の前または告知の時からこの特約の責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
- ② 前項の場合、すでに払い込まれた保険料については、主約款に定める無効に関する規定を準用して、これを取り扱います。
- ③ 本条の適用がある場合は、第16条(告知義務違反による解除)および第17条(重大事由による解除)の規定は適用しません。



## 第15条(告知義務)

保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結または復活の際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の書面に記載された質問事項について、その書面で告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

## 第16条(告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げたときは、会社は、この特約を解除することができます。
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者または給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金を支払または保険料の払込を免除します。
- ④ 第1項または第2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

## 第17条(重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
  1. 保険契約者、被保険者または給付金受取人がこの特約の給付金(保険料払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。)を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
  2. この特約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
  3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  4. 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
    - (イ) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - (ロ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ハ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (ニ) 保険契約者または給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (ホ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金受取人が他の会社との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 前2項の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に解除の通知をします。ただし、保険契約者またはその住所および居所が不明であるか、その他正当な事由によって保険契約者にこれを通知できない場合には、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金受取人に解除の通知をします。

## 第18条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

## 第19条(特約の更新)

- ① この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
- ② この特約が前項の規定によって更新される場合には、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第7条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

## 第20条(特約の契約者配当金)

この特約に対する契約者配当金はありません。

## 第21条(管轄裁判所)

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

## 第22条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 中途付加する場合の特則

この特約を主契約の責任開始日後付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 中途付加した場合には、会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
  - (イ) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合には、この特約の第1回保険料を受け取った時
  - (ロ) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、この特約の第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)
2. 第2条(特約の責任開始日)の規定にかかわらず、前号に規定する責任開始日をこの特約の責任開始日とします。
3. この特約の保険期間は、第1号に規定する責任開始日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。
4. この特約を中途付加した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知し、その通知と旧保険証券をもって新保険証券の交付に代えます。

### 特約が更新される場合の特則

平成 20 年 4 月 1 日以前に締結されたこの特約が第 19 条(特約の更新)の規定により更新される場合で、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 給付金の支払事由が発生した場合に、給付金受取人に給付金を請求できない事情があるときは、給付金受取人の配偶者(配偶者がいない場合には、給付金受取人と生計を一にする法定相続人)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金受取人のために給付金受取人に代って給付金を請求することができます。
2. 前号の規定により会社が給付金を給付金受取人の代理人に支払った場合には、その後その入院について重ねて給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

### 別表 請求書類

項目	必要書類
家族がん長期入院給付金	(1) 会社所定の家族がん長期入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 会社所定の書式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 給付金受取人の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (5) 給付金受取人の印鑑証明書 (6) 当該被保険者の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (7) 保険証券
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部省略を認めることがあります。	

## 指定代理請求特約

### (この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人または代理請求人が、被保険者に代わって給付金等を請求することを可能とするためのものです。

#### 第1条(特約の締結および責任開始日)

- ① この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同日とします。ただし、前項の規定により、会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

#### 第2条(特約の対象となる給付金等)

- ① この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。 )は、主契約および付加されている特約の給付のうち、つぎに定めるものとします。
  1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(ただし、家族が被保険者となる特約の給付および法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
  2. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定めるつぎの取扱が行われたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
  1. 被保険者から法人である保険契約者への給付金等の受取人の変更
  2. 保険契約者の変更

#### 第3条(指定代理請求人および代理請求人による給付金等の請求)

- ① 給付金等の受取人が給付金等を請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の指定変更および撤回)の規定により指定変更した者(以下「指定代理請求人」といいます。 )が、別表に定める請求に必要な書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
  1. 傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができないこと
  2. がん等のため傷病名の告知を受けていないことまたは余命の告知を受けていないこと
  3. その他前2号に準じた状態であること
- ② 指定代理請求人の範囲はつぎのとおりとします。
  1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の3親等内の親族
  3. 被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
  4. 前3号のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人について、第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、つぎに定める者(以下「代理請求人」といいます。 )は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
  1. 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 前号に規定する者がいない場合、または、前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
  3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時における被保険者の戸籍上の配偶者または被保険者の3親等内の親族
- ⑤ 第1項に定める指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるときは、前項各号に規定する代理請求人が、第1項に規定する必要書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
- ⑥ 本条の規定により、会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 会社は、必要と認めるときは、事実の確認を行い、また、被保険者について会社指定の医師の診断を求めることがあります。
- ⑧ 指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等を支払いません。また、会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑨ 第1項の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

#### 第4条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。

#### 第5条(主約款の指定代理請求および代理請求に関する規定の不適用)

この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求に関する規定は適用しません。

#### 第6条(指定代理請求人の指定変更および撤回)

- ① 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人および代理請求人による給付金等の請求)第2項に定める範囲内で指定代理請求人を指定変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ② 前項の場合には、被保険者の同意書を添えて会社に通知し、保険証券に表示を受けなければ会社に対して対抗できません。

#### 第7条(告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)

主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できないときは、指定代理請求人に通知します。

## 第8条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### 養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合の特則

この特約を養老年金選択権付保険金通増保険の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

### 定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

### 災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合の特則

この特約を災害割増家族年金付養老保険の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金および災害高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

### 教育資金付連生定期こども保険の契約に付加する場合の特則

この特約を教育資金付連生定期こども保険の契約に付加する場合には、第2条第1項第2号の規定を「保険料の払込免除」と読み替えます。

### 医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を医療保険の契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金、入院給付金、手術給付金および長期療養給付金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。
2. 主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### こども保険の契約に付加する場合の特則

この特約をこども保険の契約に付加する場合には、第2条第1項第2号の規定を「保険料の払込免除」と読み替えます。

### 特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 無配当定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 無配当新医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当新医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当総合障害保障定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

### 新型医療保険の契約に付加する場合の特則

この特約を新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を5年ごと利差配当付新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当新型医療保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当一時金給付型医療保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当一時金給付型医療保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当がん保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当がん保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当長期傷害保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当長期傷害保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当年齢群団別定期保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当年齢群団別定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当通減定期保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当通減定期保険の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当一時金給付型医療保険(2010)の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当一時金給付型医療保険(2010)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当医療保険(保険料払込期間中無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当医療保険(保険料払込期間中無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当定期保険(無解約返戻金型)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**医療保障保険(個人型)の契約に付加する場合の特則**

1. この特約を医療保障保険(個人型)の契約に付加する場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、治療給付金および入院給付金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。
2. この特約を医療保障保険(個人型)の契約に付加する場合には、主契約が更新されたときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は更新後の主契約にも付加されたものとして取り扱います。

**主契約に災害倍額定期保険特約が付加されている場合の特則**

主契約に災害倍額定期保険特約が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、特約高度障害保険金および特約災害高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

**主契約に災害倍額、疾病給付及び保険料免除に関する特約が付加されている場合の特則**

主契約に災害倍額、疾病給付及び保険料免除に関する特約が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

**主契約に災害死亡割増特約が付加されている場合の特則**

主契約に災害死亡割増特約が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、災害高度障害保険金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

**主契約に交通災害保障特約(災害給付・家族年金付満期増額保険用)が付加されている場合の特則**

主契約に交通災害保障特約(災害給付・家族年金付満期増額保険用)が付加されている場合は、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、交通傷害給付金および交通入院給付金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が給付金等の受取人となる場合に限りです。

**主契約が介護年金移行特則による介護保障に移行した場合の特則**

主契約が介護年金移行特則による介護保障に移行した場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定にかかわらず、介護給付金および介護年金をこの特約の対象となる給付金等に含めて取り扱います。ただし、被保険者が特則年金受取人となる場合に限りです。

**主契約が介護保障移行特則による介護保障に移行した場合の特則**

主契約が介護保障移行特則による介護保障に移行した場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項第1号の規定に

かかわらず、介護給付金および介護年金をこの特約の対象となる給付金等を含めて取り扱います。ただし、被保険者が介護年金受取人となる場合に限りです。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

#### 別表 請求書類

項目	必要書類
給付金等の指定代理請求 または代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の書式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

## 月払集団扱特約

**第1条** 会社と集団扱契約を締結した組合、連合会、同業団体その他の集団であって、保険料の一括収納ができる集団においてつぎのいずれかの要件を満たす場合には、保険契約者の申出により保険契約について、この特約による取扱をします。

1. その集団の加盟者を保険契約者とする保険契約で、その保険契約の保険契約者または被保険者が10名以上あるとき
2. その集団または集団代表者を保険契約者とし、集団の加盟者を被保険者とする保険契約で、その保険契約の被保険者が10名以上あるとき
3. 第1号の保険契約者または被保険者と第2号の被保険者を名寄せして10名以上あるとき

**第2条** この特約を適用する保険契約の保険料率は集団扱保険料率Bとします。

- ② 前項にかかわらず、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定によって、保険料の一括払込を行う場合は、個人扱保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、〔医療保障保険(個人型)〕契約の保険料率は個人扱保険料率とします。

**第3条** この特約の付加されている保険契約については、保険契約上の責任開始日を第1回保険料相当額を受け取った日((被保険者(こども保険においては保険契約者も含みます。以下本条において同じとします。))に関する告知の前に受け取った場合には告知の日)の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時契約年齢、保険期間その他主約款における期間の計算の一切の基準日とします。ただし、保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時)から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、主約款の〔会社の責任開始時期〕の規定どおり取り扱いします。

**第4条** 第2回以後の保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。保険料の払込は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって、会社に払込のあった日とします。

- ② 第2回以後の保険料については、個々の保険契約者には領収証を発行しないで、その月に払い込まれたその保険料総額に対する集団代表者への受領証をもって、これに代えます。
- ③ この特約による取扱をしている間は、主約款の保険料払込の猶予期間および保険料の自動貸付に関する規定は適用しません。

**第5条** 保険料払込中の契約の契約者配当金の支払については、主約款の規定にかかわらず、割当直後の事業年度に始まる保険年度の第1月保険料が払い込まれた保険契約の分を一括して、集団扱契約書に定めた一定の月に、集団代表者に渡し、この代表者を通じ現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について、特に集団との取り決めがあるときは、その方法によります。

**第6条** つぎの場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者または被保険者が集団から脱退したとき。ただし、集団代表者を通じて保険料を払い込むことができる期間を除きます。
2. 第1条各号のいずれにも該当しなくなり、その後3カ月以内に補充できないとき
3. 会社と集団代表者との協議によって集団扱契約を解除したとき

**第7条** 第4条第3項および前条の場合には、個人扱の月払契約に変更します。この変更の際に、次の払込期月の契約応当日までの保険料について未払分があるときは、この保険料を一時に払込まなければなりません。

### 定期一括払を取り扱う契約の特則

**第8条** 集団が定期一括払の取扱を停止した場合には、定期一括払を行っている契約については、保険契約者は、定期一括払を停止するか、他の保険料払込方法(経路)を選択してください。

### 変額保険(有期型)の契約または変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

**第9条** この特約を変額保険(有期型)の契約または変額保険(終身型)の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず主約款に定める〔会社の責任開始期〕の規定どおり取り扱いします。

**5年ごと利差配当付普通養老保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付普通終身保険、5年ごと利差配当付新生給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険、5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付普通終身保険、5年ごと利差配当付新生給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険、5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、第5条の規定にかかわらず契約者配当金の支払については主約款の規定を適用します。

### 無配当の保険契約に付加する場合の特則

この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第5条の規定は適用しません。

### 第1回保険料から集団代表者を通じた払込みを行う場合の特則

この特約が適用される集団のうち、会社と集団との間で締結されている集団扱契約において、当該集団の加盟者を保険契約者とする保険契約の第1回保険料について、集団代表者を通じて払い込むことができる旨が定められている場合で、集団の加盟者を保険契約者とする保険契約の申込を会社が承諾し、当該保険契約者が第1回保険料を集団代表者を通じて払い込む場合には、つぎのとおり取り扱いします。

1. 第1回保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。
2. 第1回保険料は、保険契約者が集団に対して第1回保険料に相当する金額(以下「第1回保険料相当額」といいます。)を払い込んだ日に、会社が受領したものとして取り扱いします。
3. 会社は、保険契約者が集団に対して第1回保険料相当額を払い込むべき日(以下「第1回保険料相当額払込日」といいます。)をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。
4. 責任開始日は、保険契約者が集団に第1回保険料相当額を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主約款における期間の計算の一切の基準日とします。
5. 前号の規定にかかわらず、通常の前月であれば第1回保険料相当額を払い込むべきであった日が集団の提携金融機関等の休

日に該当したことにより、保険契約者が集団に第1回保険料相当額を払い込んだ日が当該提携金融機関等の翌営業日となり、かつ、通常の月であれば第1回保険料相当額を払い込むべきであった日の属する月の翌月1日以降となったときは、保険契約者が集団に第1回保険料相当額を払い込んだ日の属する月の1日を責任開始日とします。

6. 第4号の規定にかかわらず、保険契約者が集団に対して第1回保険料相当額が払い込まれた日から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、保険契約者が集団に対して第1回保険料相当額を払い込んだ日にさかのぼって責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、すでに払い込まれている保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは過不足分をその支払金と清算します。
7. 保険契約者が第1回保険料相当額払込日に集団に対して第1回保険料相当額を払い込まなかった場合には、保険契約者は第1回保険料相当額払込日の属する月の翌月末日(第5号の規定により第1回保険料相当額払込日が、通常の月であれば第1回保険料相当額払込日であった日の属する月の翌月1日以降となるときは、保険契約者が集団に対して第1回保険料を払い込んだ日の属する月の末日とします。以下同じとします。)までに第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、責任開始日は、保険契約者が保険料を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。また、第1回保険料相当額払込日の属する月の翌月末日までに第1回保険料の払込があった場合には、第2回以後の保険料の払込についてはこの特約を適用します。
8. 前号の保険料の払込がない場合は、保険契約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。

#### 無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. 第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。
2. 保険料の払込の中断の場合において、無配当積立利率変動型生涯保障保険普通保険約款のセット加入契約に関する特則により、この保険契約が有効に取り扱われるときは、第6条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

#### 無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

#### 無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合には、第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

#### 主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合には、第3条の規定は適用しません。

#### 主契約にがん保障特約が付加されている場合の特則

主契約にがん保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、がん保障特約第7条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、女性疾病保障特約第1条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合の特則

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、傷病一時給付特約第1条(給付金の支払)第1項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。



**無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

**主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則**

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病保障終身保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

**主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則**

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

**主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則**

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病による保険料払込免除特約第1条(この特約による保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

**主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則**

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

**主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則**

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)第8条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

**主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則**

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)第9条(特約保険金の支払)第3項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

**主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合の特則**

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、5大疾病保障特約第8条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

**主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則**

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、5大疾病による保険料払込免除特約第8条(この特約による保険料の払込免除)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

## 集団扱特約〔月払〕

**第1条** 会社と集団扱契約を締結した官公庁、会社、工場その他の集団においてつぎのいずれかの要件を満たす場合には、保険契約者の申出により保険契約について、この特約による取扱をします。

1. その集団に給与（役員報酬を含みます。以下同じとします。）関係によって所属している者を保険契約者とする保険契約で、その保険契約の保険契約者または被保険者が10名以上あるとき
2. その集団の事業主を保険契約者とし、その集団に給与関係によって所属している者を被保険者とする保険契約で、その保険契約の被保険者が10名以上あるとき
3. 第1号の保険契約者または被保険者と第2号の被保険者を名寄せして10名以上あるとき

**第2条** この特約を適用する保険契約の保険料率はつぎのとおりとします。

1. つぎのいずれかに該当する場合は、集団扱保険料率Aを適用します。  
(イ) その集団において、給与関係によって所属する者を保険契約者とする保険契約の保険契約者が20名以上であるとき  
(ロ) その集団の事業主を保険契約者とし、給与関係によって所属する者を被保険者とする保険契約の被保険者が20名以上であるとき  
(ハ) (イ)に規定する保険契約者の員数と(ロ)に規定する被保険者の員数を名寄せして20名以上であるとき  
(ニ) 同一の集団に2以上の事業所がある場合には、1事業所において(イ)から(ハ)のいずれかに該当するとき
  2. 前号のいずれにも該当しない場合は、集団扱保険料率Bを適用します。
  3. 第1号の(イ)、(ロ)または(ハ)に定める員数が20名未満となりその後6ヵ月以内に補充できないときは、集団扱保険料率Bを適用します。
- ② 集団扱保険料率Bが適用されている保険契約について主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって保険料の一括払込を行う場合は、個人扱保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、〔医療保障保険（個人型）〕契約の保険料率は個人扱保険料率とします。

**第3条** この特約の付加されている保険契約については、保険契約上の責任開始日を第1回保険料相当額を受け取った日（被保険者（子ども保険においては保険契約者も含む。以下本条において同じとします。）に関する告知の前に受け取った場合には告知の日）の属する月の翌月1日とし、この日をもって、主約款において、期間の計算の起算日を責任開始日とする一切の規定の場合の責任開始日とし、また被保険者（子ども保険の場合には保険契約者も）の契約締結時契約年齢は、この日現在をもって計算します。ただし、保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には告知の時）から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、主約款の〔会社の責任開始時期〕の規定どおり取り扱います。

**第4条** 第2回以後の保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。保険料の払込は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって、会社に払込のあった日とします。

- ② 第2回以後の保険料については、個々の保険契約者には領収証を発行しないで、その月に払い込まれたその集団の保険料総額に対する集団代表者への受領証をもって、これに代えます。
- ③ 第1項の保険料の払込みがないときは、この特約による取扱をしません。

**第5条** この特約による取扱をしている間は、主約款の保険料払込の猶予期間および保険料の自動貸付に関する規定は、適用しません。

**第6条** 毎事業年度の決算により割り当てられ、かつ、主約款の規定により保険料と相殺して支払う定めのある契約者配当金は、この特約によって保険料払込中の契約については、主約款に定めた支払方法の規定にかかわらず、割当直後の事業年度に始まる保険年度の第1月保険料が払い込まれた保険契約の分を一括して、集団扱契約書により定めた一定の月に、集団代表者に渡し、この代表者を通じ現金で支払います。ただし、契約者配当金の支払について、特に集団との取り決めがあるときは、その方法により支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、事業年度末の決算により契約者配当金を割り当てられている保険契約が、次の事業年度の年単位の契約当日以降前項の処理をするまでの間に解約により消滅したときは、その年単位の契約当日の前日までの保険料が払い込まれている場合は、年単位の契約当日以降の保険料の払込の有無にかかわらず、割り当てられている契約者配当金をその保険契約の保険契約者に支払います。

**第7条** つぎの場合には、この特約はその効力を失います。

1. 保険契約者または被保険者が集団から脱退したとき。ただし、集団代表者を通じて保険料を払い込むことができる期間を除きます。
  2. 第1条各号のいずれにも該当しなくなり、その後3ヵ月以内に補充できないとき、またはその他の事由によって会社と集団との間に締結した集団扱契約が解除されたとき
- ② 第4条第3項および前項の場合には、個人扱の月払契約に変更します。この変更の際に、次の払込期月の契約当日までの保険料について未払分があるときは、この保険料を一時に払込まなければなりません。

**第8条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### 定期一括払を取り扱う契約の特則

**第9条** 集団が定期一括払の取扱を停止した場合には、定期一括払を行っている契約については、保険契約者は、定期一括払を停止するか、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。

### 変額保険（有期型）の契約または変額保険（終身型）の契約に付加する場合の特則

**第10条** この特約を変額保険（有期型）の契約または変額保険（終身型）の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず主約款に定める〔会社の責任開始期〕の規定どおり取り扱います。

**5年ごと利差配当付普通養老保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付普通終身保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険、5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を5年ごと利差配当付普通養老保険、5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付普通終身保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付養老年金選択権付保険金自動増額式終身保険、5年ごと利差配当付総合

障害保障終身保険、5年ごと利差配当付総合障害保障定期保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型自由設計年金保険、5年ごと利差配当付払込期間満了後終身保険、5年ごと利差配当付新型医療保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付無事故給付金付新型医療保険の契約に付加する場合には、第6条の規定にかかわらず契約者配当金の支払については主約款の規定を適用します。

#### 無配当の保険契約に付加する場合の特則

この特約を無配当の保険契約に付加する場合には、第6条の規定は適用しません。

#### 第1回保険料から集団代表者を通じた払込みを行う場合の特則

この特約が適用される集団のうち、会社と集団との間で締結されている集団扱契約において、当該集団に所属している者を保険契約者とする保険契約の第1回保険料について、集団代表者を通じて払い込むことができる旨が定められている場合で、集団に所属している者を保険契約者とする保険契約の申込を会社が承諾し、当該保険契約者が第1回保険料を集団代表者を通じて払い込む場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. 第1回保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。
2. 第1回保険料は、保険契約者に支払われた給与から、集団が当該第1回保険料に相当する金額(以下「第1回保険料相当額」といいます。)を控除することにより集団の給与支払日(以下「給与支払日」といいます。)に会社が受領したものと取り扱います。
3. 会社は、集団が第1回保険料相当額を控除することを予定している給与支払日をあらかじめ保険契約者に通知するものとします。
4. 責任開始日は、集団が第1回保険料相当額を控除した給与支払日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。
5. 前号の規定にかかわらず、通常の前月でなければ集団が給与を支払うべきであった日が集団の定める休日に該当したことにより、集団が第1回保険料相当額を控除する給与支払日が翌営業日となり、かつ、通常の前月であれば集団が給与を支払うべきであった日の属する月の翌月1日以降となったときは集団が第1回保険料相当額を控除した給与支払日の属する月の1日を責任開始日とします。
6. 第4号の規定にかかわらず、集団が第1回保険料相当額を控除した給与支払日から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、集団が第1回保険料相当額を控除した給与支払日にさかのぼって責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、すでに払い込まれている保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは過不足分をその支払金と清算します。
7. 集団が第1回保険料相当額を控除することを予定していた給与支払日に第1回保険料相当額を控除することができなかった場合には、保険契約者は第1回保険料相当額を控除することを予定していた給与支払日の属する月の翌月末日(第5号の規定により集団が第1回保険料相当額を控除する給与支払日が通常の前月であれば集団が給与を支払うべきであった日の属する月の翌月1日以降となるときは、第1回保険料相当額を控除することを予定していた給与支払日の属する月の末日とします。以下同じとします。)までに第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、責任開始日は、保険契約者が保険料を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。また、集団が第1回保険料相当額を控除することを予定していた給与支払日の属する月の翌月末日までに第1回保険料の払込があった場合には、第2回以後の保険料の払込についてはこの特約を適用します。
8. 前号の保険料の払込がない場合は、保険契約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。

#### 無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. 第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。
2. 保険料の払込の中断の場合において、無配当積立利率変動型生涯保障保険普通保険約款のセット加入契約に関する特則により、この保険契約が有効に取り扱われるときは、第4条第3項および第7条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

#### 無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

#### 無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合には、第2条第1項、第2項および第3条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条の規定は適用しません。

#### 主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合には、第3条の規定は適用しません。

#### 主契約にがん保障特約が付加されている場合の特則

主契約にがん保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、がん保障特約第7条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、女性疾病保障特約第1条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合の特則

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、傷病一時給付特約第1条(給付金の支払)第1項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病保障終身保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病による保険料払込免除特約第1条(この特約による保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)第8条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)第9条(特約保険金の支払)第3項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、5大疾病保障特約第8条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、5大疾病による保険料払込免除特約第8条(この特約による保険料の払込免除)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

## 集団扱特約(年払・半年払)

**第1条** 会社と集団扱契約を締結した官公庁、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団であって、保険料の一括収納ができる集団においてつぎのいずれかの要件を満たす場合には、保険契約者の申出により保険契約について、この特約による取扱をします。

1. その集団の所属員または加盟者を保険契約者とする保険契約で、その保険契約の保険契約者または被保険者が 10 名以上あるとき
2. その集団または集団代表者を保険契約者とし、集団の所属員または加盟者を被保険者とする保険契約で、その保険契約の被保険者が 10 名以上あるとき
3. 第1号の保険契約者または被保険者と第2号の被保険者を名寄せして 10 名以上あるとき

**第2条** この特約を適用する保険契約の保険料率は個人扱保険料率とします。ただし、半年払の保険契約についてつぎのいずれかに該当する場合は、集団扱保険料率を適用します。

1. その集団において、給与(役員報酬を含みます。以下同じとします。)関係によって所属する者を保険契約者とする保険契約の保険契約者が 20 名以上であるとき
  2. その集団または集団代表者を保険契約者とし、給与関係によって所属する者を被保険者とする保険契約の被保険者が 20 名以上であるとき
  3. 第1号に規定する保険契約者と前号に規定する被保険者を名寄せして 20 名以上であるとき
- ② 前項ただし書が適用される半年払の保険契約で、前項に定める員数が 20 名未満となりその後6カ月以内に補充できないときは、個人扱保険料率を適用します。
- ③ 第1項ただし書の規定にかかわらず、〔医療保障保険(個人型)〕契約の保険料率は個人扱保険料率とします。

**第3条** 第2回以後の保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。

- ② 前項の保険料は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって、会社に払込のあった日とします。

**第4条** 第2回以後の保険料については、個々の保険契約者には領収証を発行しないで、その月に払い込まれた集団の保険料総額に対する集団代表者への受領証をもってこれに代えます。

**第5条** つぎの場合には、この特約はその効力を失います。

1. 保険契約者または被保険者が集団から脱退したとき。ただし、集団代表者を通じて保険料を払い込むことができる期間を除きます。
  2. 第1条各号のいずれにも該当しなくなり、その後6カ月以内に補充できないときまたはその他の事由によって会社と集団との間に締結した集団扱契約が解除されたとき
- ② 前項の場合には、個人扱の年払契約または半年払契約に変更し、半年払契約については、将来に向かって個人扱の保険料に改めます。

### 無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. 第2条第1項ただし書の規定は適用しません。
2. 保険料の払込の中断の場合において、無配当積立利率変動型生涯保障保険普通保険約款のセット加入契約に関する特則により、この保険契約が有効に取り扱われるときは、第5条の規定は適用しません。

### 無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第2条第1項および第2項の規定は適用しません。

### 無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合には、第2条第1項および第2項の規定は適用しません。

## 集団扱特約(無配当医療・がん保険用)

### 第1条(特約の適用範囲)

会社と集団扱契約を締結した官公庁、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団であって、保険料の一括収納ができる集団においてつぎのいずれかの要件を満たす場合には、保険契約者の申出により保険契約について、この特約による取扱をします。

1. その集団の所属員または加盟者を保険契約者とする保険契約で、その保険契約の保険契約者または被保険者が10名以上あるとき
2. その集団または集団代表者を保険契約者とし、集団の所属員または加盟者を被保険者とする保険契約で、その保険契約の被保険者が10名以上あるとき
3. 第1号の保険契約者または被保険者と第2号の被保険者を名寄せして10名以上あるとき

### 第2条(責任開始日の特例)

- ① この特約の付加されている契約については、保険契約上の責任開始日を第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には告知の日)の属する月の翌月1日とし、この日をもって主たる保険契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)において期間の計算の起算日を責任開始日とする一切の規定の場合の責任開始日とし、また被保険者の契約締結時の契約年齢は、この日現在をもって計算します。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には告知の時)から翌月1日までの間に保険事故が発生したときは、主約款に定める会社の責任開始日から責任を負います。

### 第3条(保険料率)

この特約を付加した保険契約については、集団扱の保険料率を適用します。

### 第4条(保険料の払込方法)

- ① 保険料の払込方法は、集団を通じて同一であることを要します。
- ② 第2回以後の保険料(更新保険料を含みます。)は、集団の代表者を通じて払い込んでください。保険料の払込は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。
- ③ 集団から保険料が払い込まれたときは、その集団の保険料総額に対する受領証を集団代表者へ交付し、個々の保険契約者に対する領収証にかえます。

### 第5条(保険証券)

会社は、個々の保険証券に代え、一括保険証券を集団代表者に発行することがあります。

### 第6条(特約の更新)

保険契約の更新の際、保険契約者から特に反対の申出がないかぎり、会社の定める方法によりこの特約も主契約とともに更新されます。

### 第7条(特約の消滅)

- ① つぎの場合には、この特約はその効力を失います。
  1. 保険契約者または被保険者が集団から脱退したとき。ただし、集団代表者を通じて保険料を払い込むことができる期間を除きます。
  2. 第1条(特約の適用範囲)各号のいずれにも該当しなくなり、その後6カ月以内に補充できないときまたはその他の事由によって会社と集団との間に締結した集団扱契約が解除されたとき
  3. 第4条(保険料の払込方法)第2項に定める保険料の払込がなかったとき
- ② 前項の規定によってこの特約が消滅した保険契約については、主約款の規定を適用し、個人扱を標準とした保険料率に変更します。この変更の際に次の払込期月の契約応当日までの保険料について未払分があるときは、この保険料を一時に払い込まなければなりません。

### 第8条(集団との取り決めによる取扱)

第2条(責任開始日の特例)、第6条(特約の更新)またはその他の事項について、当会社と集団とが特に別の取り決めを行った場合には、その取り決めによるものとします。

### 第9条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### 第1回保険料から集団代表者を通じた払込みを行う場合の特則

この特約が適用される集団のうち、会社と集団との間で締結されている集団扱契約において、当該集団の所属員または加盟者を保険契約者とする保険契約の第1回保険料について、集団代表者を通じて払い込むことができる旨が定められている場合で、集団の所属員または加盟者を保険契約者とする保険契約の申込を会社が承諾し、当該保険契約者が第1回保険料を集団代表者を通じて払い込む場合には、つぎのとおり取り扱います。

1. 第1回保険料は、会社と集団代表者が取り決めた日までに、集団代表者を通じて払い込んでください。
2. 第1回保険料は、保険契約者が集団に対して第1回保険料に相当する金額(以下「第1回保険料相当額」といいます。)を払い込んだ日に、会社が受領したものと取り扱います。
3. 会社は、保険契約者が集団に対して第1回保険料相当額を払い込むべき日(以下「第1回保険料相当額払込日」といいます。)をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。
4. 責任開始日は、保険契約者が集団に第1回保険料相当額を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。
5. 前号の規定にかかわらず、通常の前月であれば第1回保険料相当額を払い込むべきであった日が集団の定める休日または集団の提携金融機関等の休日に該当したことに、保険契約者が集団に第1回保険料相当額を払い込んだ日が集団または当該提携金融機関等の翌営業日となり、かつ、通常の前月であれば第1回保険料相当額を払い込むべきであった日の属する月の翌月1日以降となったときは、保険契約者が集団に第1回保険料相当額を払い込んだ日の属する月の1日を責任開始日とします。
6. 第4号の規定にかかわらず、保険契約者から集団に対して第1回保険料相当額が払い込まれた日から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、保険契約者が集団に対して第1回保険料相当額を払い込んだ日にさかのぼって責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、すでに払い込まれている保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは過不足分をその支払金と清算します。
7. 保険契約者が第1回保険料相当額払込日に集団に対して第1回保険料相当額を払い込まなかった場合には、保険契約者は

第1回保険料相当額払込日の属する月の翌月末日(第5号の規定により第1回保険料相当額払込日が、通常のものであれば第1回保険料相当額払込日であった日の属する月の翌月1日以降となる場合は、保険契約者が集団に対して第1回保険料を払い込んだ日の属する月の末日とします。以下同じとします。)までに第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、責任開始日は、保険契約者が保険料を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。また、第1回保険料相当額払込日の属する月の翌月末日までに第1回保険料の払込があった場合には、第2回以後の保険料の払込についてはこの特約を適用します。

8. 前号の保険料の払込がない場合は、保険契約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。

#### **無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

#### **主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則**

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### **主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則**

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### **主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合の特則**

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、5大疾病保障特約第8条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### **主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則**

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、5大疾病による保険料払込免除特約第8条(この特約による保険料の払込免除)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

## 特別集団扱特約

### 第1条(特約の適用範囲)

この特約は、会社と特別集団扱契約を締結した預金利息を保険料に充当することをあらかじめ約束された預金の預金者集団または集団の主たる目的が物品等の購入に際し、信用供与を受けるものである集団(以下「集団」といいます。)において、その集団の所属員、集団所属員の役員もしくは使用人(以下「所属員等」といいます。)または所属員等の家族(会社の定める範囲内の者に限ります。)を被保険者とする保険契約で、つぎのいずれかの条件を備える場合に限り適用します。

1. 集団の所属員を保険契約者とし、かつ、その保険契約者の数が10名以上であること。ただし、その集団において、当該保険契約の保険料の一括払込が可能である保険契約に限るものとします。
2. 集団またはその代表者を保険契約者とし、かつ、被保険者の数が10名以上であること。

### 第2条(責任開始日の特例)

① この特約の適用される保険契約の責任開始日は、主たる保険契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

1. 責任開始日は、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、告知日とします。以下同じとします。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。
  2. 前号の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日からその翌月1日の前日までの間に保険事故が発生した場合には、会社は、第1回保険料相当額を受け取った日を責任開始日として、保険契約上の責任を負います。
- ② 前項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、主約款にもとづいて責任開始日を定めることができます。

### 第3条(一括保険証券等)

会社は、集団またはその代表者を保険契約者とする保険契約については、集団またはその代表者に一括保険証券および被保険者名簿を交付して、個々の保険証券は発行しません。ただし、保険契約者の請求があれば、個々の被保険者に対する被保険者証を発行します。

### 第4条(保険料率)

この特約を付加した保険契約に対しては、会社の定める保険料率を適用します。

### 第5条(保険料の払込方法)

この特約を付加した保険契約の保険料払込方法は、集団を通じて同一であることを要します。

### 第6条(保険料の払込)

- ① 第2回以後の保険料(更新後保険料を含みます。)は、集団で一括して、会社に払い込んでください。
- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれた時をもって、その払込があったものとします。

### 第7条(保険料領収証)

集団から払い込まれた保険料については、会社は、保険料総額に対する一括領収証を集団またはその代表者に交付し、個々の保険契約に対する領収証は発行しません。

### 第8条(更新の取扱)

この特約を付加した保険契約は、保険契約者から反対の申出がない限り、会社の定める方法により更新されます。

### 第9条(特約の消滅)

- ① つぎの場合には、この特約はその効力を失います。
  1. 被保険者の数が10名未満、または所属員を保険契約者とする場合でその保険契約者の数が10名未満となり、6カ月以内に補充できなかったとき
  2. 会社と集団との間に締結された特別集団扱契約が解除されたとき
  3. 保険契約者または被保険者が第1条(特約の適用範囲)に定めるその資格に該当しなくなったとき。ただし、この場合には、その保険契約について、この特約は消滅します。
- ② 前項の規定によって、この特約が消滅した保険契約については、そのときに降主約款の規定を適用し、保険料率は、普通保険料率に変更されます。

### 第10条(協議内容の決定および変更)

- ① つぎの各号の事項については、特別集団扱契約締結の際、会社は保険契約者(集団の所属員を保険契約者とする場合には、集団またはその代表者)とします。以下本条において同じとします。)と協議のうえ定めます。
  1. 被保険者の加入に関する事項
  2. 被保険者の選択に関する事項
  3. 被保険者の脱退に関する事項
  4. 保険金額または入院給付日額に関する事項
  5. 保険期間に関する事項
  6. 保険料に関する事項
  7. その他必要な事項
- ② 前項の規定によって定められた事項については、特別集団扱契約締結後においても会社と保険契約者とが協議のうえ、会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。
- ③ 本条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

### 第11条(主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

### 主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。



#### **無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則**

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特例)の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

## 保険料口座振替特約

### 第1条(特約の適用)

- ① この特約は主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。
- ② この特約を適用する場合は、保険契約者はつぎの条件を満たすことを要します。
  1. 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が会社(会社が収納業務を委託している会社を含みます。)と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。)に設置してあること
  2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座(会社が収納業務を委託している会社の口座を含みます。)へ保険料の口座振替を委任すること

### 第2条(責任開始日の特則)

月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、保険契約上の責任開始日を第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)の属する月の翌月1日とし、この日をもって契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。ただし、保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)から翌月1日までの間に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める責任開始日にさかのぼって保険契約上の責任を負います。

### 第3条(保険料率)

- ① この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- ② 前項にかかわらず、[災害給付・短期養老保険]および[医療保障保険(個人型)]契約の保険料率は個人扱保険料率とします。
- ③ 第1項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払込を行う場合は、個人扱保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。
- ④ 第1項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の自動貸付を行う場合は、個人扱保険料率を基準とします。

### 第4条(保険料の払込)

- ① 保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めの日(この定めの日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下この日を「振替日」といいます。)に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- ② 保険料は、前項に規定する振替日に払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合は、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- ⑤ 口座振替により払い込まれた保険料については、会社は領収証を発行しません。

### 第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱)

- ① 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。
  1. 月払契約の場合、振替日の翌月の応当日にその月に払い込むべき保険料と合わせて2カ月分の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2カ月分の保険料相当額に満たない場合には、1カ月分の保険料の口座振替を行い、すでに経過している払込期月分の保険料について払込があったものとします。
  2. 月払契約で、主約款の規定により定期一括払を取り扱っている契約の場合には、振替日の翌月の応当日に、再度定期一括払の保険料相当額のみを口座振替を行います。
  3. 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
- ② 前項の規定による保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に、つぎに定める金額を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
  1. 前項第1号および第3号の場合には、すでに経過している払込期月分の保険料
  2. 前項第2号の場合には、一括払込すべき保険料

### 第6条(諸変更)

- ① 保険契約者は指定口座を同一の提携金融機関等の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
- ② 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。この場合、保険契約者は他の保険料払込方法(経路)を選択してください。
- ③ 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等に変更するか他の保険料払込方法(経路)を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関等の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

### 第7条(特約の消滅)

主契約がつぎのいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険料の払込を要しなくなったとき
2. 他の保険料払込方法(経路)に変更されたとき
3. 第1条(特約の適用)第2項に該当しなくなったとき

### 第8条(月払契約の契約者配当金)

月払契約について、主約款の規定により現金で支払うこととなっている契約者配当金は、現金支払の取扱に代えて、その保険年度の中央で、将来の保険料の一部に充当する方法により支払います。ただし、契約者配当金が1年分の保険料より多額の場合には、その超過分を、この保険年度の中央から会社の定める利率による利息をつけて会社に積み立てておき、主契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったとき、主約款の規定に準じて支払います。

### 第9条(主約款の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

### 第1回保険料から保険料の口座振替を行う場合の特則

この特約が適用され、会社が保険契約の申込を承諾した後に、保険契約者が第1回保険料を払い込む場合に、当該第1回保

険料を口座振替により払い込む場合は、会社はつぎのとおり取り扱います。

1. 第1回保険料は、第1条(特約の適用)第2項第1号に規定する指定口座から会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとし、
2. 第1回保険料は、指定口座からの振替日に、会社が受領したものとして取り扱います。
3. 月払の保険契約の責任開始日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。
4. 前号の規定にかかわらず、会社の定める振替日が提携金融機関等の休日に該当し、振替日が翌営業日となった場合で、振替日が会社の定める振替日の翌月1日以降となるときは振替日の属する月の1日を責任開始日とします。
5. 第3号の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日から翌月1日までの間に保険事故が発生した場合には、振替日にさかのぼって責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算し、すでに払い込まれている保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは過不足分をその支払金と清算します。
6. 会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとし、
7. 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は振替日の属する月の翌月末日(第4号の規定により振替日が会社の定める振替日の翌月1日以降となるときは振替日の属する月の末日とします。)までに第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、月払契約の責任開始日は、保険契約者が保険料を払い込んだ日の属する月の翌月1日とし、この日をもって被保険者の契約締結時の契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。振替日の属する月の翌月末日までに第1回保険料の払込があった場合には、第2回以後の保険料の払込についてはこの特約を適用します。
8. 前号の保険料の払込がない場合は、保険契約に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。

#### 変額保険(有期型)の契約または変額保険(終身型)の契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険(有期型)の契約または変額保険(終身型)の契約に付加する場合はつぎのとおり取り扱います。

1. この特約を付加した保険契約の責任開始期は、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず主約款に定める[会社の責任開始期]の規定どおり取り扱います。
2. 第8条(月払契約の契約者配当金)および第10条[第1回保険料から保険料の口座振替を行う場合の特則]の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、第2条、第3条第1項、第3項および第4項もしくは第8条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第2条および第8条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第2条および第8条の規定は適用しません。

#### 無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。  
無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

#### 無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第2条、第3条第1項、第3項および第4項もしくは第8条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(ユーロ建)の契約に付加する場合には、第2条、第3条第1項、第3項および第4項もしくは第8条の規定は適用しません。

#### 無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第2条および第8条の規定は適用しません。

#### 主契約に責任開始時期に関する特約が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特約が付加されている場合には、第2条の規定は適用しません。

#### 主契約にがん保障特約が付加されている場合の特則

主契約にがん保障特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、がん保障特約第7条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、女性疾病保障特約第1条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合の特則

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、傷病一時給付特約第1条(給付金の支払)第1項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病保障終身保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病による保険料払込免除特約第1条(この特約による保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第2条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)第8条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)第9条(特約保険金の支払)第3項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、5大疾病保障特約第8条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第2条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、5大疾病による保険料払込免除特約第8条(この特約による保険料の払込免除)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

# 保険料クレジットカード払特約

## 第1条(特約の適用)

- ① この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込方法(経路)にかえて、会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限り、かつ、
- ③ 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性等および利用限度額内であること等の確認(以下「有効性等の確認」といいます。)を行うものとします。
- ④ 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

## 第2条(保険料の払込)

- ① 第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じとします。)をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時(会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時)に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- ② 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。
- ③ 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- ④ 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- ⑤ 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料(第1回保険料を含みます。)については、第3項(第1回保険料の場合は第1項)の規定は適用しません。
  1. 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
  2. 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- ⑥ 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- ⑦ 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- ⑧ この特約によりクレジットカードによって払い込まれた保険料については、会社は領収証の発行は行いません。

## 第3条(責任開始日の特則)

主契約締結の際にこの特約を付加する場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. この特約が適用される保険契約上の責任開始日は、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間、その他主契約における期間の計算の一切の基準日とします。
2. 保険契約の申込を会社が承諾した場合で、第1回保険料相当額を受け取った日(告知の前に受け取った場合には告知の日)から翌月1日までの間に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、前号の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始日にさかのぼって保険契約上の責任を負います。

## 第4条(他の保険料の払込方法(経路)への変更)

保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法(経路)に変更することができます。

## 第5条(保険料率)

- ① この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- ② 前項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払込を行う場合は、個人扱保険料率を基準として、会社所定の割引を行います。

## 第6条(特約の消滅)

- ① つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
  1. 保険契約が消滅したとき
  2. 保険料の払込を要しなくなったとき
  3. 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき
  4. 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
  5. 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
  6. カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
- ② 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法(経路)への変更を行ってください。

## 第7条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

### 無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(米国通貨建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定は適用しません。

### 無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型養老保険(ユーロ建)(市場価格調整解約返戻金型)の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定は適用しません。

### 無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型生涯保障保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)および第5条(保険料率)の規定は適用しません。

### 無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当一時金給付型医療保険または無配当がん保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の

規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

無配当一時金給付型医療保険主約款第10条(給付金の支払)第1項第2号(ロ)および(ハ)並びに第15条(保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

無配当がん保険主約款第11条(給付金の支払)第2項の責任開始日は主約款に定める責任開始日とします。

#### 無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)および第5条(保険料率)の規定は適用しません。

#### 主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合の特則

主契約に責任開始時期に関する特則が付加されている場合には、第3条の規定は適用しません。

#### 主契約にがん保障特約が付加されている場合の特則

主契約にがん保障特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、がん保障特約第7条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合の特則

主契約に女性疾病保障特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、女性疾病保障特約第1条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合の特則

主契約に傷病一時給付特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、傷病一時給付特約第1条(給付金の支払)第1項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合の特則

この特約を無配当特定疾病保障定期保険の契約に付加する場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、主約款第1条(保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障終身保険特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病保障終身保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病保障定期保険特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病による保険料払込免除特約第1条(この特約による保険料の払込免除)第1項第1号中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合の特則

主契約に特定疾病介護終身特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、特定疾病介護終身特約第1条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型特定疾病保障終身保険特約(米ドル建)第8条(特約保険金の支払)第1項第3号(イ)中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### 主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合の特則

主契約に解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、解約返戻金抑制型5大疾病保障終身保険特約(米ドル建)第9条(特約保険金の支払)第3項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### **主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合の特則**

主契約に5大疾病保障特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、5大疾病保障特約第8条(給付金の支払)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

#### **主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合の特則**

主契約に5大疾病による保険料払込免除特約が付加されている場合には、第3条(責任開始日の特則)の規定にかかわらず、5大疾病による保険料払込免除特約第8条(この特約による保険料の払込免除)第2項中「責任開始日からその日を含めて90日」における責任開始日は、主約款に定める責任開始日とします。

# 保険金等の支払時期変更特則

## 第1条(この特則の適用)

この特則は、平成 24 年1月1日以降、特約を含む保険契約(以下「保険契約」といいます。)に適用し、普通保険約款および特約ならびに保険法の施行に伴う契約内容の変更に関する特則が適用されている場合にはその特則(以下「約款等」といいます。)に定める内容のうち、この特則に定める事項について、その内容の変更を行います。

## 第2条(保険金等の支払時期および場所)

- ① 保険金(給付金、年金を含み、給付の名称の如何を問いません。以下同じとします。)は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して 25 日を経過する日とします。
  1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
保険金の支払事由に該当する事実の有無
  2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
  3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  4. 約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
  1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45 日
  2. 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60 日
  3. 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 90 日
  4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
  5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90 日
- ④ 前2項に該当する場合は、会社は、保険金を請求した者にその旨を通知します。
- ⑤ 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑥ 第1項から前項までの規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 第1項から第4項までの規定は、解約返戻金の払い戻しについて準用します。

## 第3条(死亡保険金の簡易請求)

死亡保険金(給付の名称の如何を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、その年金を一括して支払う場合の金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

## 第4条(この特則の更新)

この特則が適用された主たる保険契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

## 第5条(この特則の解約)

この特則のみの解約はできません。

## 保険金等の支払時期および場所に関する規定の読替特則

- ① 平成 24 年4月1日以降、保険契約が更新されたとき(他の特約へ変更されたときを含みます。以下、同じとします。)または特約が中途付加されたときは、更新された保険契約または中途付加された特約について、この特則第2条(保険金等の支払時期および場所)第2項第4号の規定を、つぎのとおり読み替えます。

「

  4. 約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人が、つぎの(イ)から(ホ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実  
(イ)約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること  
(ロ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること  
(ハ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
(ニ)保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること  
(ホ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

」
- ② 平成 24 年4月1日以降、保障見直し特約[無配当積立利率変動型生涯保障保険用]によりセット加入契約を見直すときは、前項の規定を準用します。



#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

## 保険契約の失効取消に関する特則(Ⅲ)

### 第1条(失効取消の適用)

- この特則は、失効についての規定がある保険契約(特約を含みます。以下、同じとします。)に適用されます。
- この特則が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
  - 主たる保険契約(以下、「主契約」と言います。)の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間<sup>(※1)</sup>中に失効取消にかかる延滞保険料<sup>(※2)</sup>の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
  - 失効取消可能期間中に保険金・給付金等<sup>(※3)</sup>の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。<sup>(補1)</sup>
  - 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

#### 第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等<sup>(※4)</sup>の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。

#### 第1条の用語の意義

- \*1 失効取消可能期間  
猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。
- \*2 失効取消にかかる延滞保険料  
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- \*3 保険金・給付金等  
名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じとします。
- \*4 死亡保険金等  
死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

### 第2条(主契約が外国通貨建の保険の場合の取扱)

この特則の適用がある主契約が外国通貨建の保険で、主契約に円換算入金特約が付加されている場合には、つぎの第(1)号および第(2)号のとおり取り扱います。

- この特則の規定に基づき会社に払い込む失効取消にかかる延滞保険料<sup>(※1)</sup>の換算基準日<sup>(※2)</sup>は、払込日とします。
- 円換算入金特約条項の保険料等円換算額を定める場合の特則の適用がある場合には、つぎの①および②のとおり取り扱います。
  - 第(1)号の失効取消にかかる延滞保険料の払込については、円換算入金特約条項の保険料等円換算額を定める場合の特則第3項に定める保険料等円換算額により取り扱うものとし、払込日を換算基準日として、円換算入金特約条項第4条(保険料等円換算額の算出に用いる為替レート)に定める為替レートを用いて、外国通貨建の保険料を計算します。
  - 第1条の補則の補1に定める死亡保険金等を支払う場合において、失効取消にかかる延滞保険料を差し引くときは、死亡保険金等の請求に必要な書類が会社の本店に到達した日の翌営業日を換算基準日として、円換算入金特約条項第4条(保険料等円換算額の算出に用いる為替レート)に定める為替レートを用いて、差し引くべき失効取消にかかる延滞保険料を計算します。

#### 第2条の用語の意義

- \*1 失効取消にかかる延滞保険料  
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- \*2 換算基準日  
外国通貨建の保険料等の円への換算の基準となる日を換算基準日とします。ただし、その日が会社が指標として指定する金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日とします。本条において同じとします。





[引受保険会社]

## ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10  
0120-160-414 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問合せ先 (担当者)